

(第一類 第二号)

法 務 員 会 議 錄 第 十 二 号

(二七三三)

第一百六十九回国会
院

平成二十年五月二十三日(金曜日)

午前九時二十一分開議

出席委員

委員長 下村 博文君

理事

倉田 雅年君

理事

柴山 昌彦君

理事

水野 賢一君

理事

細川 律夫君

理事

赤池 誠章君

理事

近江屋信広君

理事

清水鴻一郎君

理事

杉浦 正健君

理事

馬渡 龍治君

理事

武藤 容治君

理事

矢野 隆司君

理事

柳本 卓治君

理事

石関 貴史君

理事

河村たかし君

理事

古本伸一郎君

理事

神崎 武法君

理事

滝 実君

理事

鳩山 邦夫君

理事

河井 克行君

理事

小野寺五典君

理事

江渡 聰徳君

理事

古川 稔久君

理事

大谷 直人君

理事

小川 正持君

理事

二本松利忠君

理事

井上 美昭君

(政府参考人
警察庁交通局長)

未井 誠史君

(政府参考人
金融庁総務企画局審議官)

河野 正道君

(政府参考人
法務省大臣官房訴訟総括)

貝阿彌 誠君

(政府参考人
審議官)

深山 卓也君

(政府参考人
法務省大臣官房司法法制)

大野恒太郎君

倉吉 敬君

(政府参考人
法務省民事局長)

後藤田正純君

七条 明君

(政府参考人
法務省刑事局長)

楢木 壽君

(政府参考人
法務省保護局長)

西川 克行君

稻見 敏夫君

(政府参考人
法務省人國管理局長)

秋元 義孝君

(政府参考人
外務省大臣官房審議官)

棚橋 泰文君

(政府参考人
文部科学省大臣官房審議)

牧原 秀樹君

(政府参考人
文部科学省大臣官房審議)

山本ともひろ君

(政府参考人
文部科学省大臣官房審議)

石関 貴史君

(政府参考人
厚生労働省大臣官房審議)

木倉 敬之君

(政府参考人
厚生労働省大臣官房審議)

中尾 昭弘君

(政府参考人
厚生労働省大臣官房審議)

久保 公人君

(政府参考人
厚生労働省大臣官房審議)

同月二十二日

少年法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

同月一日

登記事項証明書交付申請に係る手数料の引き下げに関する請願(衛藤征士郎君紹介)(第二四五四号)

同(小宮山泰子君紹介)(第二四五五号)

同(森英介君紹介)(第二五六六号)

同(菅義偉君紹介)(第二六三〇号)

同(野田聖子君紹介)(第二六三一号)

重国籍容認に関する請願(岩國哲人君紹介)(第二四五六号)

取り調べの可視化を求めることに関する請願

(加藤公一君紹介)(第二六二八号)

同(細川律夫君紹介)(第二七〇一号)

民法改正による夫婦別姓も可能な制度の導入に関する請願(野田聖子君紹介)(第二六二九号)

民法七百六十六条・八百十九条改正及び非親権者と子の面会交流を促進するための特別立法に関する請願(石関貴史君紹介)(第二七〇〇号)

選択的夫婦別姓の導入など民法の改正を求めるこ^トに関する請願(辻元清美君紹介)(第二七八〇号)

同(森山眞弓君紹介)(第二七八一號)

同(小宮山洋子君紹介)(第三〇〇一號)

登記事項証明書交付申請に係る手数料の引き下げに関する請願(河村たかし君紹介)(第二七八三号)

同(三井辨雄君紹介)(第二七八二二号)

民法七百六十六条・八百十九条改正及び非親権者と子の面会交流を促進するための特別立法に関する請願(河村たかし君紹介)(第二七八二三号)

同(川内博史君紹介)(第二九〇〇号)

取り調べの可視化を求めるこ^トに関する請願(川内博史君紹介)(第二九〇〇号)

同(川内博史君紹介)(第二九九九号)

同月二十一日

国籍法の改正に関する請願(仲野博子君紹介)

(第三〇六九号)

同(西村智奈美君紹介)(第三一五四号)

同(丸谷佳織君紹介)(第三二六一號)

同(近藤昭一君紹介)(第三一六七号)

同(郡和子君紹介)(第三一九一号)

同(小川淳也君紹介)(第三二一〇号)

登記事項証明書交付申請に係る手数料の引き下げに関する請願(中川秀直君紹介)(第三一五三号)

同(中山成彬君紹介)(第三二七六号)

民法七百六十六条・八百十九条改正及び非親権

同(中山成彬君紹介)(第三二七六号)

第一類第三号

法務委員会議録第十二号

平成二十年五月二十三日

井上 美昭君

政府参考人

者との面会交流を促進するための特別立法に関する請願(石井郁子君紹介)(第三一七七号)、検察・警察による取り調べの全面可視化等、検察・警察捜査と刑事司法システムの適正化を求めることに関する請願(平沼赳夫君紹介)(第三一九〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

少年法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

○下村委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として警察

府長官官房審議官井上美昭君、警察庁交通局長末

井誠史君、金融庁総務企画局審議官河野正道君、

法務省大臣官房訟務統括審議官貝阿彌誠君、法務

省大臣官房司法法制部長深山卓也君、法務省民事

局長倉吉敬君、法務省刑事局長大野恒太郎君、法

務省矯正局長梶木壽君、法務省保護局長西川克行

君、法務省入国管理局長稻見敏夫君、外務省大臣

官房審議官秋元義孝君、文部科学省大臣官房審議

官土屋定之君、文部科学省大臣官房審議官久保公

人君、厚生労働省大臣官房審議官中尾昭弘君、厚

生労働省大臣官房審議官木倉敬之君、厚生労働省

労働基準局労災補償部長石井淳子君、水産庁資源

管理部長山下潤君、国土交通省大臣官房審議官内田要君、国土交通省大臣官房審議官小川陽一君、国土交通省大臣官房技術審議官佐藤直良君、防衛省防衛参事官井田一彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○下村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○下村委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局大谷人事局長、小川刑事局長及び二本松家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

○下村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。矢野隆司君。

○矢野委員 おはようございます。自由民主党の矢野隆司です。

きょうは、質問の時間をちょうどいいました。各党理事の先生方に改めて御礼を申し上げたいたいと思います。

早速でございますが、来年の五月二十一日の裁判員制度開始まで一年を切ったところでございます。ここに来て、全国の弁護士会の中には、人材確保の面で対応が困難だとする悲観的な見通しを明らかにされる弁護士会が出てきたり、また、国民参加という制度設計に対しまして、今さらながら、言葉は悪いですけれども、素人判断でいいの報道も散見されるところでございます。

そこで、まだ一年あると考えるのか、もう一年しかないといった考え方には立つか、これは解釈の分かれるところではございます。先日の二十一日ですか、鳩山法務大臣におかれましては東京地裁の、いわゆる一ト法廷を視察されたというふうに聞いております。着々と準備が進んでいるんだろうと思いますが、法務大臣に現在の裁判員制度は発足に向けての総合的な準備状況を伺いたいと思

います。

○鳩山国務大臣 きょうは五月二十三日で、来年の五月二十一日から裁判員制度が始まる。正確には、来年の五月二十一日以降に起訴された事件の公判ですから、早くして七月などのかなというふうには思いますが、始まることは間違いがありません。そういった意味で、あらゆる準備をしなければいけないと思っております。

ここで、ちょっとおさらいをしておきたいんです。なぜ裁判員制度をやるかというのは、一つは、すべて国のさまざまな機関とか国の機能や権能には国民主権のもとで国民が参加をする、我々なんかは、まさしく選挙によって選ばれてここにいる、そういう意味でいうと、司法にも国民の参加が必要であろうという大原則があろうかと思います。そして、裁判員になる、あるいはなることによって、司法と国民の距離が近づく、あるいは国民の司法に対する理解が深まるという意義があるだろうと思います。

私は、実はびっくりしたのですが、おどといの朝刊には、裁判員制度を一年後に控えてということで、さまざまなインタビュー等が出ておりまして、最高裁の事務総長さんと日弁連の会長さんと検事総長の三人の鼎談があつた。その中で、最高裁の事務総長さんが、プロの裁判官だけでやる裁判や下す判決には、やはり盲点があるかもしれませんということをおっしゃって

いるんですね。これはちょっと意外な発言だったのですが、率直にお認めになつていて。つまり、その盲点をなくすために、国民の市民感覚、国民感覚というものを裁判に反映することが望ましい、こういうことなんだろうと思います。

ただ、先生に特に申し上げたいことは、よく法教育ということが言われるが、それは文部科学省的な意味で法教育ということをこれからやっていくわけではありませんが、裁判員制度というものが最高の法教育ではないか。

つまり、自分も人を裁く可能性がある、そう思

うこと、あるいは自分の友人が、あるいは友人の友人が裁判員になつたとか、いろいろなそういう話の中で、司法への参加ということが可能性として考えられれば、やはり新聞の読み方やテレビの見方も変わってくる。そのことが最高の法教育となつて、法律を遵守しようという意識が高まる。

そのことによって、刑事事件に対する見方も厳しくなる。その結果、私は、犯罪が減るんじゃないかな。凶悪犯罪が減るのではないか、そういう期待を実はいたしておるわけでございます。

ただ、問題は、公判前の整理手続を徹底してやつて、迅速な裁判、わかりやすい裁判を心がけるということで、これからはその工夫について、

検察も、もちろん裁判所も大いに研究をしてもらいたい、そう思つております。

また、広報という意味では、あさつて五月二十一日、法務省の古い建物は赤れんがでございまして、赤れんががまつりというのを行いまして、そこで模擬裁判をやつたり、いわゆるキャラクターが登場して宣伝をしたりということで、これからも広報宣伝には一層力を尽くしていきたいと思います。

これは、家とかどこかにぱつと張る四つに分かれているステッカーみたいなもので、委員の諸先生方に贈呈をいたしますので、家の門の柱にちょっとと張るとか、議員であつても、自分のポスター以外にもそんなものもぜひ張つていただければありがたいと思います。

○矢野委員 今大臣から、「裁判員誕生!」というステッカーをちょうどだいいたしました。ありがとうございます。

さて、この裁判員制度の導入を控えまして、検察庁においてもさまざまな取り組みを始められておりで、いろいろこれからもされるということを聞いております。既に、地方検察庁のレベルでは、裁判員裁判については特別公判部というところが取り扱うというふうに聞いておりますけれども、今般新たに、最高検察庁の中に裁判員公判部

というものを設けられるというふうに伺いました。その職務内容について、端的に教えてください。

○大野政府参考人 ただいまお話をありましたように、最高検察庁におきましては、裁判員制度が円滑に実施できるよう、検察としても万全の体制で臨む必要があるということで、ことしの七月一日をもって、最高検に新たに裁判員公判部というものを設置することとしたわけあります。

直接裁判員裁判を担当するのは、もちろん全国の地検ということになるわけでありますけれども、最高検の裁判員公判部におきましては、この裁判員裁判対象事件の捜査、公判における検察活動についての基本的な方針の策定を行い、各府の指導に当たることを考えているということでございます。

その中には、しばしばこの委員会でも取り上げられております、いわゆる取り調べの録音、録画の関係の指導等も含まれているというように聞いております。

また、個々の事件においては、しばしばこの委員会でも取り上げられております、いわゆる取り調べの録音、録画の関係の指導等も含まれているというように聞いております。

○矢野委員 その七月から発足するという裁判員公判部ですが、このセクションで検討されるのかどうかはちょっと私わかりませんけれども、裁判員制度がスタートした後の公判において、いわゆる死体の写真につきましてはイラストにして裁判員に開示するんだという情報が先行しておるというのか、流れておるようでございますが、現段階での検討状況というものがあるならば、教えてください。

○大野政府参考人 現在最高検察庁で検討しております裁判員裁判に備えた立証のあり方の検討の

中で、今御指摘のコンピューターグラフィックスの活用といいますのは、いわゆる法医鑑定的確でわかりやすい立証の仕方ということで検討されているものであります。法医学者の参加を得て検討会を開催しているということであります。

○大野政府参考人 写真というものが従来から用いられてきており、わかりやすけれども、写真はある意味では大変情報量が多いわけでありますけれども、しかし、これはコンピューターグラフィックスの活用が有用な場合があるだろうというのが一つのポイントでございます。

それから、遺体の写真ということになりますと、これはやはりショッキングであるという点も否定できませんので、その立証の必要性、裁判員の負担等を比較考量してイラスト等を用いる場合もあるのではないかということでございます。

ただ、申し上げたいのは、そういう工夫をするにいたしましても、やはり写真等の客観的証拠の重要性ということは裁判員裁判制度のもとでも同じであります。事案によっては、やはり本来の写真を用いなければきちっとした立証ができるない場合もあるわけでありますし、また、いわゆる犯情の関係で、写真で立証することが必要であるというように聞いております。

○矢野委員 その写真のことに関連して、もう一問伺います。

従来の裁判の中でも、犯行状況の再現であるとか、遺棄されて未発見の凶器などを復元する形で説明するというか、そういうことはあつたと思うんですけども、今、大野局長がおつしやったようになります。この計画に沿って整備されたのが、いわゆる法科大学院と新司法試験制度だと認識しております。

ケース、例えば血のりのついた着衣とか、あるいは血のりのついた凶器、そういうものについても、同じような観点から、そういうことは考えられるんでしょうか。

○大野政府参考人 先ほどもお答え申し上げましたように、裁判員裁判において求められるわかりやすい立証あるいは裁判員の負担という観点から検討が行われているわけですけれども、しかし、そもそもの前提といったしまして、適切な事実認定を行う、あるいは適切な量刑を行ったために必要な証拠は、これはやはり必ず提出する必要があるんじゃないだろうかというふうに考えております。

今、その簡略化したもの等、具体的に考えられているものはほかにないのかというお尋ねでございました。そういう観点で申し上げますと、鑑定書の関係がございます。鑑定書は、大変現状では膨大なものでありますし、専門的で難解な用語が用いられていることが少なくないわけであります。ただ、裁判員裁判の立証におきましては、そうした詳細な鑑定書に加えて、その公判における争点の内容を踏まえ、例えば鑑定人に鑑定要旨の作成を依頼して、これで立証するとか、あるいは鑑定書の抄本を作成して立証するとか、そのような方法が現在検討されているというように承知しております。

○矢野委員 公判での証拠調べに当たっては迅速化を旨とするということで、厳選されるというふうにも聞いておりますので、ぜひ適切に運用をお願いしたいと思います。

○矢野委員 この裁判員制度とも関係する質問に移りたいと思います。

弁護士不足ということだけではないと思いますけれども、いわゆる法曹人口の拡大を目指して整備された計画というものが、平成十四年三月十九日に閣議決定をされた司法制度改革推進計画でございます。この計画に沿って整備されたのが、いわゆる法科大学院と新司法試験制度だと認識しております。

今までだれでも挑戦できた従来の司法試験と異なって、法科大学院に入學をして修了した人がチャレンジできる仕組みに変わったというのが一番わかりやすい説明じゃないかと思いますけれども、これに関して、いろいろな意見や疑問が出るようになります。

○深山政府参考人 さて、司法試験の合格者数年三千人という構想でございます。この三千人という数字でございますが、順調にいくならばいいのですけれども、これまでにもいろいろと意見があるようでございます。

そもそもこの三千人という数字、これまでにもこの委員会で何人かの先生方が御質問もされておりましたけれども、平成十二年八月七日から八日にかけての司法制度改革審議会、正確にいいますと八月八日の午後の議論ですけれども、その集中審議での決定というふうに伺っております。三千人については、その議論の中でもさまざま慎重論があつたと伺いますが、まず、この集中審議に出席したのは十三人の委員のうち何名でしょうか。○深山政府参考人 まず人数だけを申し上げますと、御案内のとおり、司法制度改革審議会の委員は全部で十三名でございましたが、今御指摘の平成十二年八月八日の午後の集中審議ですけれども、ここに出席した委員の数は十二名でございました。

○矢野委員 そのときの会議の議事概要によりますと、決定の経緯において、表現ぶりとして、大方の意見の一致を見られたという表現ぶりで議事概要に掲載をされております。その結果、三千人になったということですが、その大方が十一名のうちの何人のことを指すのかということは私はわかりませんし、それを聞こうと思いません。しかし、この三千人という数字の、ここで出ておる明確な根拠というものを改めて教えていただきたいと思います。

○深山政府参考人 お尋ねの点ですけれども、司 法制度改革審議会の意見書によりますと、審議会においては、我が国の法曹人口は、アメリカ、イ

かと私は思います。

時間がございませんから、最後に。

例えば、先ほど冒頭に私が申し上げました司法制度改革審議会での議事録を見ますと、三千人決定のプロセスをめぐっては、当面は千五百人とか二千人がせいぜいではないかとか、一気に三千人というのは無理ではないかとか、そういうような御議論も慎重意見として出ておつた、こういうことでございます。

私なりの解釈を言えども、きょうの議論を聞いた中でも、端的に言えば、法科大学院に大きな学生定員、これは五千八百人を認めて必要以上に設置を認めた結果、いわば教育の場が、大変言葉は悪いですが、粗製乱造されたために教育の水準が落ちたのか、それとも十分素養のある学生を物理的に集めることができなかつたのか、これは正直私はわかりません。しかしながら、少なくとも

そこで、それでも平成二十二年には三千人輩出するのかということを、最後に、これは河井克行副大臣に答弁をお願いしたいと思ひます。

○河井副大臣 この法曹人口の問題は、これから日本の将来のあり方を決めるということで、法曹界のみならず、私たち政治に携わる人間としても少しつかりとかかわっていかなくちゃいけない、その中で矢野隆司議員が御関心を持つていただきていることに敬意を表したいと存じます。

鷲山邦夫大臣の御指示によりまして、二月二十日に省内の勉強会を発足し、法曹人口のあり方についてさまざまな観点から勉強を積み重ねてきております。私は率直にこの中で感じることは、質が確保できないままに量の拡大のみを図ることを本当に日本の國民は望んでいるんだろうかという点でありまして、最も重視すべきことは現場の意見に私たちが耳を傾けるということだと思います。

す。

今先生御指摘の、司法試験考査委員のヒアリン

ケの内容を実は私もつぶさに拝見しております。

これは法務省のホームページで公開されるという

前提で考査委員が意見を述べたものでありますので、それぐらい厳しい厳しい意見を持つていてるということに耳を傾けるべきだ、私はこれを大変深刻に受けとめており、また初年度の新司法試験の答案の評価に比べて二回目のそれが下がっていることも気になつてゐる点であります。

そもそも法科大学院は、法曹の質を旧制度と比べてよくしますという理念のもとに設立されたものでありますけれども、この考査委員の意見をつぶさに見ておりますと、果たして法科大学院の設立の趣旨が現時点でかなえられているかどうか、これまで繰り返しお答えしておりますとおり、質の確保が前提という平成十四年の閣議決定でありますので、それ抜きでいたずらに三千人ということは私はありません。

一方で、数の問題もですけれども、先生、軒弁とか即独という言葉をお聞きになつたことはあります。

一方で、数の問題もですけれども、先生、軒弁とか即独という言葉をお聞きになつたことはあります。

一方で、数の問題もですけれども、先生、軒弁とか即独という言葉をお聞きになつたことはあります。

以上です。

○矢野委員 大変踏み込まれた御発言で、私もびっくりしましたけれども、しっかりと私どもも見守つてまいりますし、ぜひ法務当局も頑張っていただきたい、文部科学省もよくきょうの答弁を聞いておいていただきたいと思います。入管局長にはお越しいただきましたけれども、質問の時間がなくなりました。本当に申しわけございません。

私の質疑を終わります。ありがとうございます。

以上です。

○下村委員長 次に、大口善徳君。

○大口委員 公明党の大口でございます。

まず、民法七百七十二条の嫡出推定規定をめぐる、いわゆる離婚後三百日問題についてお伺いをいたしたいと思います。

この問題については、子の福祉を図る観点か

ら、これまで公明党としても、また与党としてもさまざま検討を重ねてまいりました。そうした

きなかった問題点が判明した場合には、それらを

い、改革自体が自己目的化することは本末転倒であり、よつて、制度をつくり上げた時点で想像できなかつた問題点が判明した場合には、それらを

直に認め、対処していくことが当然の義務であり、それがむしろ眞の改革だと私は信じておりますので、この作業を司法制度改革の後退などと評価することは私は誤っている、鳩山大臣のもとで

今その作業を真摯に詰めさせていただいており

ます。

本来、法科大学院とはよりよい法曹を養成するためには設立されたものであり、ゆめゆめ法科大学院を存続させること自体が司法制度改革の目的に陥ることのないように私たち意識をしっかりと持つべきであります。よつて、これまで繰り返しお答えしておりますとおり、質の確保が前提といふことでもあります。

また、先日は、これは毎日新聞、五月二十日で

いましたか、離婚後三百日規定により親の出生届が受理されず無戸籍となつた女性が妊娠し、二代続けて無戸籍となるおそれがあるとの報道もなされました。

このような現状を踏まえると、離婚後三百日問

題については、今後とも抜本的な解決を図るために鋭意検討を進めなきやいけませんし、昨年四月二十五日、自民党的中川當時政調会長、そして公明党齊藤政調会長、自公政調会長合意ということになりましたが、離婚後三百日問題については法改正等について検討していただきたい、こう思つております。

本日は、差し当たり現行制度の運用で救済範囲をさらに一定程度広げることができないか、この点について、そして民法七百七十二条問題の一部を解消することは可能ではないかという観点から質問させていただきたいと考えております。

五月二十日に、NGOのm不ット、共同代表の坂本洋子さん、きょう来ておられますけれども、それから民法七百七十二条による無戸籍児家族の会の代表が無戸籍のお子さんを連れて法務大臣のところにお伺いし、そして民法七百七十二条の規定をめぐる種々の問題点等、現状を訴えました。

私も同行させていただきましたが、一時間にわたり、大臣に丁寧にお話を聞いていただきました。

この件で、当事者の方々のお話を聞かれて、鳩

山大臣の率直な感想をお聞かせ願いたいと思いま

す。

〔委員長退席、実川委員長代理着席〕

○鳩山国務大臣 大口先生の手配によつて、m

一年が経過いたしました。

法務省に問い合わせいたしましたところ、五月十六日までの統計で、届け出件数が全国で五百九件、うち受理されたものが四百七十四件、不受理

になりましたのが二十二件、審査中が十三件となつています。それによって救済されるのは、全体の一割にすぎないというような報道もあります。

また、先日は、これは毎日新聞、五月二十日で

いましたか、離婚後三百日規定により親の出生

届が受理されず無戸籍となつた女性が妊娠し、二

代続けて無戸籍となるおそれがあるとの報道もな

されました。

このような現状を踏まえると、離婚後三百日問

題については、今後とも抜本的な解決を図るために鋭意検討を進めなきやいけませんし、昨年四月二十五日、自民党的中川當時政調会長、そして公

明党齊藤政調会長、自公政調会長合意といふこと

でしっかり検討していくことでござります

ので、これについては法改正等について検討して

いきたい、こう思つております。

本日は、差し当たり現行制度の運用で救済範囲をさらに一定程度広げることができないか、この点について、そして民法七百七十二条問題の一部を解消することは可能ではないかという観点から質問させていただきたいと考えております。

五月二十日に、NGOのm不ット、共同代表の

坂本洋子さん、きょう来ておられますけれども、それから民法七百七十二条による無戸籍児家族の会の代表が無戸籍のお子さんを連れて法務大臣のところにお伺いし、そして民法七百七十二条の規

定をめぐる種々の問題点等、現状を訴えました。

私も同行させていただきましたが、一時間にわたり、大臣に丁寧にお話を聞いていただきました。

この件で、当事者の方々のお話を聞かれて、鳩

山大臣の率直な感想をお聞かせ願いたいと思いま

す。

〔委員長退席、実川委員長代理着席〕

○鳩山国務大臣 大口先生の手配によつて、m

ネットの方々、民法七百七十二条による無戸籍児家族の会の方々とお会いをしました。私は、当初、三十分ぐらいしか日程をとつておりませんでしたが、それの方がそれぞれの深刻な事情を話されるものでありますから、これは大いに勉強しなければならないという思いで、約一時間お話を承ることができて、私としても非常に考えなければいけないことが多くあるなどつくづく思つたわけでございます。

それぞれの御家庭にさまざまなものがあつて七百七十二条問題が出てきている、親の事情でお子さんが残念ながら無戸籍になっている、身分の安定あるいは福祉という面で非常に不利な立場に立たれるおそれがある。親の事情で子供が被害を受けてはいけないというのは、我々が法律以前に持たなければならない最高の道徳であり、あるいは条理、常識ではないか、そういう観点で、公明党の皆さんにお越しいただいたこの問題を考えなければならぬ。ですから、一刀両断でこれをやれば全部問題が解決するという方法があるのかないのか、なかなか見つけにくいかもしれません。例えば、強制認知を求める場合に、裁判所によつて扱いが違いますよということをこの間承つた。強制認知の場合は、現在のだんなさんを被告として、原告が女性で、愛し合っている現在の夫を被告にするという形をとらなければならない。けれども、これをうまく受理してやつていただければ、それは父親の欄に前の夫の名前が出てこない。ところが、親子関係不存在確認という訴え、あるいは調停でいくと、前夫の協力が必要だ。したがつて、また前夫の名前が戸籍に残つてしまつたこと、裁判所によって受理してくれるところが、裁判所によって受理してくれるところが、それより前に、認知の前にちゃんと親子関係不存在の調停をやりなさいよという、一種の門前払いもあつたというようなことを聞きますと、

そういう扱いについても、これからできる限り温かい方向にいけるように力を尽くしていきたいと、いうふうに思います。
○大口委員 家族会の方も、大臣に大変丁寧に聞いていただいたということで、本当に喜んでおられまして、また、ただいまの御答弁につきましては、これは本当に裁判所もよく考えていただきたい、こういうふうに思つております。

その中で、もう一つ、離婚後三百日以内に生まれた子の中に、懷胎した時期が離婚後であるとの証明がつかず、前夫を父とする戸籍の記載がなされることも避けたいということで戸籍の届け出がなされていない、いわゆる無戸籍児が相当数いるのか、そのような子が現状どの程度いるのかといふことについて、法務省として実態調査を私はすべきではないかと思うんですね。

大臣もそのことに前向きのお話をいただいておりまして、改めて御答弁をいただきたいと思いま

るしくお願いしたいと思います。
それから、昨年の通達で、別紙として、懷胎時期に関する証明書の様式に、懷胎の時期の算出根拠、一というのがありますので、超音波検査による頭殿長を考慮して、頭からおしりまでの長さを考慮して決定された妊娠二週ゼロ日に相当する日に前後各十四日間ずつを加えて算出すると記載されています。

十四日間ずつの誤差を加えるということは長過ぎるのでないか、また、このような算出根拠を様式に示すことにより、証明書を作成する医師においても、その裁量による証明を阻害するという意見も出ています。極めて不自然な結果になることもあります。

懷胎の時期に関する証明書の様式を改善して医師が書きやすいようにすべきではないか、また、この十四日間というのも短縮をすべきじゃないか、こう考えておりますが、法務省の見解をお伺いしたいと思います。

○鳩山国務大臣 この間大口先生がお見えになつてお母様方の話を聞いたときに、誤差のとり方、十四日、十四日というとり方、それをすごく短くしておられるお医者さんもいるというような話を聞いて、これは医学的、科学的な研究も必要なのかもしれません、現実問題として、離婚後三百日以内に生まれていても、家庭が破綻しているような状況とかそういうのが明らかである場合に、誤差を広くとり過ぎたがために離婚後懷胎ということが言えなくて、結局受け付けてもらえないであります。稻田先生の御意見も新聞で読ませていたのでありますけれども、それはいろいろな御意見があるだろうと思います。とにかく、子供さんには温かくということではすべての議員の意見がほとんどそろつておると思いますので、実情調査を何とか、法務省でやることなのか、あるいは厚労省関係でいくのか、あるいは学齢になつてくれれば

申しますでもありませんけれども、懷胎の時期をどの程度正確に証明することができるか、可能であるかというのは非常に困難な問題であります。この中にも書いてありますけれども、エコー検査をいたしますね、エコー検査したら胎児の写真が写るわけです。ある一定の時期のエコーで見ますと、頭殿長と申しますが、その胎児の頭殿長の長さ、頭のてっぺんからおしりのところまで、うずくまつてあるその長さから、この子はいつごろ懷胎したんだということを推定するわけでございます。これは、もちろんピンポイントでできるわけがない、ある程度の幅を持つ概念であります。その幅がどれくらいになるのかということを医師会、産科医会等の関係者にお尋ねいたしました。もちろん、診断の時期や診断の回数等により誤差の範囲は当然変わつてくるんだ、何回もエコーを撮っているとか、それからちゃんといろいろなことを調べているときはそれだけ幅が狭まるわけであります。その誤差の範囲について、これは医学界の専門的な見地からどうだろうかと意見を伺いましたところ、前後各十四日間ずつというのを標準にするのが一番相当地、こういう御意見になりましたので、それをそのまま第一として書いておるわけでございます。

もちろん、個々のお医者さんできちんと何回も調べて、このお母さんの場合にはこの日に妊娠したというのがある程度正確にわかるというときは、前後五日であるとか前後三日であるとか、そういう幅を入れて書けるようにしておるということを記載例に書いてありますので、恐らくそれで妥当な結論は得られるのだ、このように考えてはいるわけです。十四日という書き方を第一にしているのが医師の裁量による証明を妨害しているということは、今のところ決して考えておりません。

ただ、もっとも、現在の懷胎時期に関する証明書の様式のものでの運用につきましても、今後とも医療関係団体との連絡を密にして、これからどう扱うべきかということを絶えず検討していきた

い、このようには考えております。

○大口委員 大臣のリーダーシップをせひともよ
うに前後十四日間の誤差というのを入れてあります。これは、どうしてその記載例の一に十四日間と

○大口委員　ただ、本当に実際の証明書が実態と合わない、不自然な結果がある場合もあるんです。よくそこら辺、また医学関係者と連携をしていただきたい、これでいいのかということです。今、大臣の御答弁にもありましたように、短縮という方向についてもやはり柔軟にやつていただけるよう御検討をお願いしたいと思います。

次に、前夫と離婚後三百日以内に出生した子を現夫の子として戸籍に記載するための手続として、法務省通達で救済される事例を除いて、裁判手続で考えますと、嫡出否認、それから親子関係不存在確認、そして強制認知、この三つがあるわけですね。

このうち、強制認知については、前夫と離婚後三百日以内に生まれた子について、大臣も紹介されました、子の母が現在の夫との間で強制認知の調停の申し立てをしようとする場合であります。そして、この申し立てをした場合に、例えば東京家裁でも、申し立てが認められて、かなり柔軟に対応していただいて、スムーズに強制認知が認められて、そして問題を解決したということがあります。一方、同じ東京家裁で、申し立てを受理できないと言われたり、あるいは申し立てを取り下げて親子関係不存在の調停を申し立てるよう強いられる一方、午後八時ごろ書記官から、親子関係不存在といふことの確認を取り下げるよう、こういうふうに言われて相当精神的なショックを受けられて、そして、そのことがきっかけで非常に精神的に不安定な状況になっておられる、こういう現場の声も聞くわけであります。

このように、裁判官、担当書記官によって取り扱いに違いがあるというのは問題ではないか、また、強制認知の手続を利用できるにもかかわらず親子関係不存在確認でなければならないとする、こういうことがあるのか、裁判所の見解をお伺いしたいと思います。

○二本松最高裁判所長官代理者　お答え申し上げます。

より、強制認知の申し立てが受理されなかつたことはあるとしても、取り下げるかどうかは申立人の御判断にゆだねられておりますので、裁判官等により不受理になつたり取り下げる強いるといふようなことはないものと考えております。

したがいまして、申立人が強制認知の手続を希望される場合には、その申し立てをすることが可能であり、必ず親子関係不存在確認の申し立てをしなければならないということはございません。

ただ、その強制認知の事件において、どのように審理を行うか、また最終的に認知が認められるかにつきましては、当該事案において家庭裁判所が判断することになると考えております。

以上でございます。

○大口委員　東京家裁で現実にあったことを私は聞いていますし、大臣も聞いておられるんですね。だから、そういうものがないということはないんです。その方がうそをついているとは思いません。もっと実務取り扱いについて総点検をしていただきたいと私は思うんです。

それで、こういう場合はDVが原因で離婚されることも多いわけです。そして、親子関係不存在の調停手続で、前夫の協力を得ることが困難な場合というものが結構あるわけですね。そういうふうに思われるが、前夫は当然でないのです。前夫が当事者であるため、前夫が呼び出されると、前夫が当事者でないと調停が不調になつたり、それから、前夫との合意が成立しないため、家事審判法二十三条の合意に相当する審判をすることが不可能となつて、訴訟に移行せざるを得ないわけになります。

これに対して、強制認知の調停では、前夫は当事者でないのに、前夫との合意なしに、現在の夫との合意で合意に相当する審判をすることができ、そういうことで解決できるわけでありまして、訴えに移行する必要がなくなるわけあります。

そういう理解でよろしいのか、お願いします。

○二本松最高裁判所長官代理者　お答え申し上げます。

まず、強制認知の手続において、前夫との間の嫡出推定が及ばないと判断され、前夫ではない男性との間で認知を認める審判が出された場合、戸籍届け出を行いますと、子の戸籍の身分事項欄に前夫の氏名が記載されることはないものと承知しております。これは、委員の御指摘のとおりでございます。

また、なされた申し立ての取り下げる勧告するには、申立人の御判断にゆだねられておりますので、申立人が強制認知の申し立てを希望される場合に、これを受け付けないということはないものと承知しております。

強制認知の調停手続では、申立人と相手方とさりに合意に相当する審判を行うことができるとの理解しております。

なお、強制認知の調停手続の場合、前夫の合意は、委員御指摘のとおり、法律上の要件とはされておりませんが、必要な事実の調査のため前夫からも事情を聞くかどうかは、個別の事案において家庭裁判所が判断することになるものと考えております。

強制認知の調停手続では、申立人と相手方とさりに合意が成立し、家庭裁判所が強制認知の手続でやつて、家庭裁判所においてもこれにのつとつて強制認知の手続でやつて、裁判官あるいは調停委員、受け付けの書記官にて、裁判官が周知徹底をしていただきたい、そして、申立人に対しても十分情報提供を行う必要があると私は考えます。裁判所は、ここをしっかりとやつていただきたいと思うんです。お答え願います。

○二本松最高裁判所長官代理者　委員御指摘の、最高裁判所、昭和四十四年五月二十九日判決は、前夫との離婚後三百日以内に出生した子について、前夫ではない男性を相手方として認知請求された事案におきまして、離婚の届け出に先立ち約

二年半以前から事実上の離婚をして夫婦の実態が失われていた等の事実関係のもとにおいては、民法七百七十二条による嫡出の推定を受けないとして、認知請求を認めた原審を支持したものであります。

この判例の趣旨や、この判例を前提として、離婚後三百日以内に出生した子についても申立人が認知の請求をすることができる場合があることにについては、これまでも関係職員に周知してきたところですが、引き続き機会をとらえてその趣旨を周知するとともに、申立人に対する窓口において事案に応じた手続の説明を適切に行なうように努めてまいりたいと考えております。

○大口委員

しっかりとお願いします。

離婚後三百日以内に生まれた子の前夫を父としてない戸籍の届け出を可能とするため、親子関係不存在の確認とか強制認知など、調停や裁判手続について、利用者である申立人に裁判所もアンケートをとつて、利用者の申し立ての負担を減ずる方策を検討すべきである、こういうように思いました。

そういう点で、利用者からいろいろな意見を聞く、こういう姿勢がこれから裁判所にとって必要だと思いますが、いかがございましょう。

○二本松最高裁判所長官代理者 様お答え申し上げます。

[実川委員長代理退席、委員長着席]

離婚後三百日以内に生まれた子について、前夫を父としない戸籍の届け出を可能にするために家庭裁判所の手続を利用される方には、前夫と顔を合わせたくない、費用を安くしてほしい、手続を迅速に進めてほしい、前夫が期日に出頭するよう働きかけてほしいといった要望があるものと承知しております。

裁判所といたしましては、手続の運営上可能な範囲でこのような利用者の要望に配慮しているところでございますが、家庭裁判所の審理手続の実情等について何らかの調査ができるいか検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○大口委員 どうか調査をしていただきたいと思

います。

二周年を迎えたので、法テラスが実施した認知度調査によれば、法テラスの存在を知っている人は、なるほどわかりやすくていいな、短縮番号であります。

それが、これは一つだけ問題があるのは、

時間がもうなくなつてしましましたので、法テラスのことでお伺いしたいと思います。

日本司法支援センター、法テラスは本年四月に

認知度調査によれば、法テラスは本年四月に

です。

ちよつと大臣にもお聞きをしたいと思います。きょうも、ニュースとか新聞などでもいろいろ報道されております。自分の携帯番号を明らかにして、一方で全く匿名のメールを被害者に送りつけておどかして、そして自分に相談をさせるといふような、非常に手の込んだ悪質なことをやつていたような裁判官がございます。そういう点から見ますと、法曹、裁判官でありながら、全くその資質がないといいますか、果たしてこういう人が裁判官にいたのかどうかということが本当に疑われるような裁判官なんです。

大臣は、参議院でも何か答弁をされたようなんですかけれども、こういう事態が起こつて法曹の質が問われている、そういうときには、大臣のこの事件に対する感想なりをお聞かせいただきたいと思います。

○鳩山国務大臣 基本的に、私が抱いている思いと細川先生の思つておられることは同じではないかと思います。

捜査中の具体的な事件については、法務大臣と細川先生の思つておられるることは同じではないかと思います。しかし、法務大臣は、法曹の質が問われている、そういうときには、大臣のこの事件に対する感想なりをお聞かせいただきたいと思います。

○鳩山国務大臣 基本的に、私が抱いている思いと細川先生の思つておられるることは同じではないかと思います。それは、悪質性の問題もありますし、私は、先ほど河井副大臣が御答弁申し上げたように、法曹人口をふやしていくという基本的な政策の方針については、それは否定はしていない。しかし、あくまでもその質が確保される、法科大学院を中心とする法曹養成課程がうまくいって質の高い法曹が誕生するという条件のもとで、法曹人口や司法試験の合格者の増大というのを考えることができます。

したがつて、私は、いろいろ今まであつたとしても、日本における弁護士の方々あるいは裁判官あるいは検事の方々に対するいわゆる法曹と言われる方々に対する信頼というのは、基本的に高いものがあると思っていました。それは、細川先生みたいなすばらしい弁護士さんが全員である

かどうかというのは、それはいろいろあるでしょ

うけれども、概して言えば、細川先生が信頼されているように、信頼される弁護士の方々あるいは裁判官、検察官だと私は思つてゐるんです。

そのことを、但木検事総長は、こういうふうに

おとといの新聞で言つてゐるんです。裁判員制度

を導入するに当たつて、我が國の法曹に対する基

本的な信頼があるから導入できるんだと。裁判官や検察官や弁護士に対する信頼が失われている段階で裁判員制度を導入したら、わけのわからぬことになる。

そういう意味で、今回の事件が、しかも年齢的にはベテランと思われるわけですが、裁判官といふものに対する信頼を失わせる、司法というものに対する信頼を失墜させるという意味では、具体的な捜査状況については言えませんが、煮えたぎるほどの怒りの気持ちを持つております。

○細川委員 法曹の養成についても、まさに質の確保ということにも努めていただかなければなりませんし、最高裁判所の方にも、二度とこういうことがないよう、徹底的な信頼回復に向けての努力を期待いたしております。

そこで、司法の判断をめぐつて何点かちよつとお聞きをいたします。

ことしの二月に、日教組の教研集会の全体会議が、グランドプリンスホテル新高輪で使用拒否に遭つて開けなくなるという事態になりました。これは、裁判所の方では日教組の訴えを認めて使用を認めるという決定をしたにもかかわらず、ホテル側がその裁判所の決定に従わざくまでも使用者を拒んだために、その教研集会は中止に追い込まれた、こういうことでございました。

私は、このホテルの態度は余りにも司法の判断ございまして、仮処分という形で保全命令が出た。もう契約したんだから、予約というのか契約、ちゃんと教研集会で使わせなさいと裁判所が仮処分という形で命令をした。私は、ソクラテスのように悪法もまた法なりとは申しませんが、この国は法治国家のはずです。法の支配というものがあるから安心して暮らすことができるわけでありまして、その裁判所の保全命令に従わない人が出てきたらつまり当事者が従わなかつたんです。

裁判所の権威も失墜しますよ。裁判所が仮処分

体、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表

現の自由は、これを保障する。」こういう憲法二十一条一項の規定がありまして、そこで定めた集会の自由というのを侵害するおそれが大変大きいと

いうふうに思います。

右翼団体が騒ぐおそれがあるからという理由で会場が確保できない、こういうことであれば、こ

れは民主主義の社会の中で、大変大切な権利であります精神的自由権の一つである集会の自由が否定されるということになるんではないかというふうに私は思います。

そういう意味で、この判決があつて、そしてホテル側はその使用を拒否した、そこで集会ができるなくなつた、これについて法務大臣の所感を伺いたいと思います。

○鳩山国務大臣 細川先生の、集会、結社の自由という非常に重要な精神的自由権をプリンスホテルの行為が侵害するものではないかという御質問につきましては、現在、ホテルと日教組との間で違法行為等を理由とする損害賠償請求訴訟が係属中でございまして、そこで裁判所の判断が出るものだと思いますので、私は今そのことについてイエス、ノーはお答えいたしません。

ただ、前段で細川先生が御指摘されたとおりでございまして、仮処分という形で保全命令が出た。もう契約したんだから、予約というのか契約、ちゃんと教研集会で使わせなさいと裁判所が仮処分という形で命令をした。私は、ソクラテスのように悪法もまた法なりとは申しませんが、この国は法治国家のはずです。法の支配というものがあるから安心して暮らすことができるわけであ

ります。

ところが、事もあるうに、航空自衛隊の制服組のトップである幕僚長が、そんなの関係ねえといふ状況だ、こういうふうに述べたということが報道されました。後で幕僚長は、不適切だつたと説明をしたということも報道されましたが、行動、こういう判断が下されているところでございます。

ところが、事もあるうに、航空自衛隊の制服組のトップである幕僚長が、そんなの関係ねえといふ状況だ、こういうふうに述べたということが報道されました。後で幕僚長は、不適切だつたと説明をしたということも報道されましたけれども、こういうお笑いタレントの流行語を引いて語ることと、司法の判断に対しても敬意というものが全くないんではないかというふうに私は断じます。そこで、防衛省に尋ねますが、防衛省としては、こういうような発言をどのように考へておられるのか、また、幕僚長に対して何らかの処分、こういうことをしたのかどうか、お伺いします。

○江渡副大臣 委員にお答えさせていただきたい

と思います。

委員御指摘の発言の真意につきましては、田母神航空幕僚長は、四月二十五日の記者会見において、航空自衛隊は国会で決められた法律に基づき、政府の命令によつて派遣をされていて、本件判決によつて直ちに我々の行動に関係しないといふ意味であつたとした上で、発言の一部はお笑いタレントと同じような表現になり、不適切だつ

う。そんなばかなことを許してはならないという

思いでございまして、現在は損害賠償請求訴訟がありますからその結果を見守つていきたいと思つておりますが、二度とこういう裁判所の仮処分の保全命令に従わないような当事者があらわれないことを期待いたしております。

○細川委員 それでは、もう一つ、司法判断の重

さについてお伺いをしたいと思います。

これは、四月十七日に名古屋高等裁判所で出た判決でございます。航空自衛隊のイラク派遣が憲法違反だという判決が出ました。確かに、この判決の違憲というところの部分は、いわゆる傍論と

言われば、法的な拘束力はないところでございました。しかし、この部分もしっかりと論理展開がなされておりまして、分析を加えた後に、航空自衛隊の空輸活動は他国の武力行使と一体化したことを行つて、法的拘束力はないところでございました。

しかし、この部分もしっかりと論理展開がなされておりまして、分析を加えた後に、航空自衛隊の空輸活動は他国の武力行使と一体化したことを行つて、法的拘束力はないところでございました。

私は、ソクラテスのように悪法もまた法なりとは申しませんが、この国は法治国家のはずです。法の支配といふ状況だ、こういうふうに述べたということが報道されました。後で幕僚長は、不適切だつたと説明をしたということも報道されましたけれども、こういうお笑いタレントの流行語を引いて語ることと、司法の判断に対しても敬意というものが全くないんではないかというふうに私は断じます。

そこで、防衛省に尋ねますが、防衛省としては、こういうふうに述べたというふうに私は断じます。そこまで、幕僚長に対して何らかの処分、こういうことをしたのかどうか、お伺いします。

○江渡副大臣 委員にお答えさせていただきたい

ただ、手紙の内容というのは、マッカーサー大使と最高裁長官が中身はどうか面会したという事実、そこで田中耕太郎最高裁長官が、何のコメントをした形跡はないと思うんですが、時間がかかるということを言つたという手紙があるとすれば、それは本来会つてはならない人たちが会つたんだということになりますから、もちろん、もし事実であるとするならば、昭和二十六年に独立をして日本の真の独立というのがまだ遠かつた我が小学生時代なのかなと思うと、こうしたことは他山の石というか反面教師としてこれから生かしていかなければならぬと思います。

○細川委員 それでは、質問をがらっとかえまして、犯罪被害者の被害者性の問題についてちょっとお聞きをいたしたいと思います。

ことしの二月十七日、埼玉県の熊谷市で、泥酔状態で制限速度をはるかに超えた速度で走行していた乗用車が対向車線にはみ出まして二台の乗用車と衝突をいたしまして、二名が死亡、七人が重軽傷を負うという事件が起きました。

泥酔で運転していた運転手は、現在、危険運転致死傷罪で起訴されて裁判中でございます。この運転手に酒を出したとして飲食店の経営者も、道交法の、いわゆる酒類提供罪の罪に問われております。この酒類提供罪というのは、飲酒運転などに対する厳しい世論がありまして、その結果創設されまして、去年の九月に施行されたものであります。これが全国で初めて適用されて公判になつて、これが全国で初めて適用されて公判になりました。

そこで、酒を提供した飲食店の店主、酒類提供罪で今裁判が行われておりますけれども、事故に遭つた犯罪の被害者が刑事記録の閲覧、謄写の要求、それから被害者として、遺族が意見陳述をしたい、こういうことを要求いたしましたところ、酒類提供罪は被害者のない犯罪であるから、記録の閲覧等の請求あるいは意見陳述はできない、こういうふうにして断られた、こういうことであります。

しかし、酒を提供する行為自身は、それは加害

使と最高裁長官が中身はどうか面会したというミットをした形跡はないと思うんですが、時間がかかるということを言つたという手紙があるとすれば、それは本来会つてはならない人たちが会つたんだということになりますから、もちろん、もし事実であるとするならば、昭和二十六年に独立をして日本の真の独立というのがまだ遠かつた我が小学生時代なのかなと思うと、こうしたことは他山の石というか反面教師としてこれから生かしていかなければならぬと思います。

○細川委員 それでは、質問をがらっとかえまして、犯罪被害者の被害者性の問題についてちょっとお聞きをいたしたいと思います。

事件記録の閲覧謄写権あるいは意見陳述権が認められているのは、当該被告事件の被害者、その遺族という気になるわけになりますけれども、それができないのか、法務省にお伺いをいたします。

○大野政府参考人 ただいま御指摘のありました事件記録の閲覧謄写権あるいは意見陳述権が認められているのは、当該被告事件の被害者、その遺族という気になるわけになりますけれども、そこで言う被害者は、その起訴されていますけれども、その犯罪の構成要件で予定されている被害者であるというふうに理解されるわけでございます。ところが、酒類提供罪につきましては、少なくとも構成要件上は、直接被害者の存在が予定されておらないわけであります。

したがいまして、この事故に遭われた被害者の遺族でありますけれども、危険運転致死傷罪の関係で申すならば、もちろん被害者、その遺族といふことになるわけでありますけれども、酒類提供罪の公判との関係で申しますと、その酒類提供罪公判の記録の閲覧、謄写あるいは公判廷での意見陳述が認められる被害者等には当たらないといふことになるわけであります。

○細川委員 犯罪被害者という、その被害者を非常に厳密に考えて、そのような対応になつたといふようなことがありますけれども、しかし、考えててもみていただきたいと思うんです。この事故で、運転していた者は泥酔するような酔っぱらい運転なんです。その運転によって、その事故で両親が亡くなり、兄弟も重軽傷を負う、それで残つた家族がその記録を閲覧したい、意見を言いたいと。

その店主は、お昼の一時から六時ごろまでビルとかしょうちゅうとかをずっと提供しているんです。車で来ていることも知つているんです。そして見送りまでもしているんです。そして、次のところへ飲みに行つて、スナックへ行つて、余り

者性はないといふことも言えないわけではないんです。しかし、それが飲酒運転、そしてその結果、重大事故を起こしたということならば、当然遺族の気持ちに沿つた、意に沿つた判断がなされ

ます。

そこで何で飲ますのか、車で来ていることもあります。

わかつていてという遺族の気持ちは、どうしてそ

ういうふうに、ましてやその記録もきちっと見

んだという意見も言いたい、これはもう当然だと

思うんですよ、被害者の遺族としては、これがで

きない。

対しては、それはそれでまた言いたいことは山ほどあると思いますけれども、酒を提供した人に

も、あなたが提供したからこうのことになつた

んだという意見も言いたい、これはもう当然だと

思つてますよ、被害者の遺族としては、これがで

きない。

せつかく犯罪被害者等基本法などで犯罪被害者の訴訟参加ということがだんだんと認められて、

そして意見も陳述できるようになつた。だけれど

も、こういう事例で言えないというのはおかしい

と私は思つてますよ、どう考へても。大臣、どう

思つますか。こんなことが認められないというの

はおかしいじやないですか。

○大野政府参考人 おつしやるとおり、被害者、

遺族の方々の心情というものは十分に尊重すべき

と思いますか。こんなことが認められないというの

はおかしいじやないです。

○細川委員 この場合の酒を提供した者のプライ

バシーだと、余り関係ないと思いますね。むし

ろ、この問題は、何でこんなに酒を提供するのか

対しては、それはそれでまた言いたいことは山ほど

あると思いますけれども、酒を提供した人に

も、あなたが提供したからこうのことになつた

んだという意見も言いたい、これはもう当然だと

思つてますよ、被害者の遺族としては、これがで

きない。

第一回目の公判などでは、新聞報道によります

と、酒を出さなければ客が来なくなるから、だか

ら出したんだというようなことも報道されていま

すけれども、それはもう被害者からしたらとん

もないことですよね。その裁判のときに、遺族と

しての心情を訴えて、二度とそういうことが起こ

らないように、酒を提供するときには、絶対に運

転をさせないと、いうようなことを飲食店の店主に

はしつかりと確認させて、再発防止を図つていか

なきやいかぬというふうに思つて、こういうよう

な場合には意見陳述をさせる、それが犯罪被害者

等基本法の趣旨だというふうに私は思つております。

もし、法律で、今局長が言われたようなことで

できないというならば、大臣、これは意見が言え

るようになつた方が、あるいは改正した方がいい

と私は思つてますけれども、いかがでしようか。

○鳩山国務大臣 尊敬する細川先生のお上手な話

を聞いておりますと、説得力があつて、答弁とす

れば、刑事局長が申し上げたようなことしか言え

ないんですけれども、その事件で、いわゆる状況

というものがあつて、さあ飲め飲めと車で來てい

ることを承知でどんどん飲ませて、それで送り出

した。もちろん、これは危険運転致死傷罪の共同

正犯ではありません。教唆、帮助と言えるかどうか

かもわかりません。

これはその酒類提供事件の犯情といいましょうか、情状では非常に大きな意味のあることでござります。

そこまで何で飲ますのか、車で来ていることもあります。

わかつていてという遺族の気持ちは、どうしてそ

ういうふうに、ましてやその記録もきちっと見

んだという意見も言いたい、これはもう当然だと

思つてますよ、被害者の遺族としては、これがで

きない。

対しては、それはそれでまた言いたいことは山ほど

あると思いますけれども、酒を提供した人に

も、あなたが提供したからこうのことになつた

んだという意見も言いたい、これはもう当然だと

思つてますよ、被害者の遺族としては、これがで

きない。

第一回目の公判などでは、新聞報道によります

と、酒を出さなければ客が来なくなるから、だか

ら出したんだというようなことも報道されていま

すけれども、それはもう被害者からしたらとん

もないことですよね。その裁判のときに、遺族と

しての心情を訴えて、二度とそういうことが起こ

らないように、酒を提供するときには、絶対に運

転をさせないと、いうようなことを飲食店の店主に

はしつかりと確認させて、再発防止を図つていか

なきやいかぬというふうに思つて、こういうよう

な場合には意見陳述をさせる、それが犯罪被害者

等基本法の趣旨だというふうに私は思つております。

もし、法律で、今局長が言われたようなことで

できないというならば、大臣、これは意見が言え

るようになつた方が、あるいは改正した方がいい

と私は思つてますけれども、いかがでしようか。

○鳩山国務大臣 尊敬する細川先生のお上手な話

を聞いておりますと、説得力があつて、答弁とす

れば、刑事局長が申し上げたようなことしか言え

ないんですけれども、その事件で、いわゆる状況

というものがあつて、さあ飲め飲めと車で來てい

ることを承知でどんどん飲ませて、それで送り出

した。もちろん、これは危険運転致死傷罪の共同

正犯ではありません。教唆、帮助と言えるかどうか

かもわかりません。

これはその酒類提供事件の犯情といいましょうか、情状では非常に大きな意味のあることでござります。

そこまで何で飲ますのか、車で来ていることもあります。

わかつていてという遺族の気持ちは、どうしてそ

ういうふうに、ましてやその記録もきちっと見

んだという意見も言いたい、これはもう当然だと

思つてますよ、被害者の遺族としては、これがで

きない。

対しては、それはそれでまた言いたいことは山ほど

あると思いますけれども、酒を提供した人に

も、あなたが提供したからこうのことになつた

んだという意見も言いたい、これはもう当然だと

思つてますよ、被害者の遺族としては、これがで

きない。

第一回目の公判などでは、新聞報道によります

と、酒を出さなければ客が来なくなるから、だか

ら出したんだというようなことも報道されていま

すけれども、それはもう被害者からしたらとん

もないことですよね。その裁判のときに、遺族と

しての心情を訴えて、二度とそういうことが起こ

らないように、酒を提供するときには、絶対に運

転をさせないと、いうようなことを飲食店の店主に

はしつかりと確認させて、再発防止を図つていか

なきやいかぬというふうに思つて、こういうよう

な場合には意見陳述をさせる、それが犯罪被害者

等基本法の趣旨だというふうに私は思つております。

もし、法律で、今局長が言われたようなことで

できないというならば、大臣、これは意見が言え

るようになつた方が、あるいは改正した方がいい

と私は思つてますけれども、いかがでしようか。

○鳩山国務大臣 尊敬する細川先生のお上手な話

を聞いておりますと、説得力があつて、答弁とす

れば、刑事局長が申し上げたようなことしか言え

ないんですけれども、その事件で、いわゆる状況

というものがあつて、さあ飲め飲めと車で來てい

ることを承知でどんどん飲ませて、それで送り出

した。もちろん、これは危険運転致死傷罪の共同

正犯ではありません。教唆、帮助と言えるかどうか

かもわかりません。

これはその酒類提供事件の犯情といいましょうか、情状では非常に大きな意味のあることでござります。

そこまで何で飲ますのか、車で来ていることもあります。

わかつていてという遺族の気持ちは、どうしてそ

ういうふうに、ましてやその記録もきちっと見

んだという意見も言いたい、これはもう当然だと

思つてますよ、被害者の遺族としては、これがで

きない。

第一回目の公判などでは、新聞報道によります

と、酒を出さなければ客が来なくなるから、だか

ら出したんだというようなことも報道されていま

すけれども、それはもう被害者からしたらとん

もないことですよね。その裁判のときに、遺族と

しての心情を訴えて、二度とそういうことが起こ

らないように、酒を提供するときには、絶対に運

転をさせないと、いうようなことを飲食店の店主に

はしつかりと確認させて、再発防止を図つていか

なきやいかぬというふうに思つて、こういうよう

な場合には意見陳述をさせる、それが犯罪被害者

等基本法の趣旨だというふうに私は思つております。

もし、法律で、今局長が言われたようなことで

できないというならば、大臣、これは意見が言え

るようになつた方が、あるいは改正した方がいい

と私は思つてますけれども、いかがでしようか。

○鳩山国務大臣 尊敬する細川先生のお上手な話

を聞いておりますと、説得力があつて、答弁とす

れば、刑事局長が申し上げたようなことしか言え

ないんですけれども、その事件で、いわゆる状況

というものがあつて、さあ飲め飲めと車で來てい

ることを承知でどんどん飲ませて、それで送り出

した。もちろん、これは危険運転致死傷罪の共同

正犯ではありません。教唆、帮助と言えるかどうか

かもわかりません。

これはその酒類提供事件の犯情といいましょうか、情状では非常に大きな意味のあることでござります。

そこまで何で飲ますのか、車で来ていることもあります。

わかつていてという遺族の気持ちは、どうしてそ

ういうふうに、ましてやその記録もきちっと見

んだという意見も言いたい、これはもう当然だと

思つてますよ、被害者の遺族としては、これがで

きない。

に、酒類提供罪というのは、構成要件上、被害者を予定していないわけですね。したがって、そうやつて完全に門前払いしてしまっていいものだろうか。これは、あけたらどんどん広がってしまうからという刑事局長の答弁はそのとおりなんですか。けれども、何か、意見陳述は別にしても、記録閲覧とかそういうので、もちろん例外的なでしようけれども、そういう場合にも少しでも道を開くという考え方でも、今先生が説明されたような、結果として重大な結果を招いた、そういう犯罪、事件については何か工夫があつてもいいのかなと思うことは事実です。

ただ、では結論を言えとすると、この大野恒太郎刑事局長と同じことしか言えないのが非常に残念なんですが、何か研究の余地はないかなという気持ちを持っています。

○細川委員 犯罪被害者の司法参加というような観点から、ぜひ検討していただけたらというふうに思います。そこで、そのときの講師の先生の話も踏まえて、ちょっと何点か質問をしていきたいというふうに思います。

次に移りますが、先週、委員長のお計らいで死因究明の勉強会が行われまして、大変私も感謝をいたしております。そこで、そのときの講師の先生の話も踏まえて、ちょっと何点か質問をしていきたいというふうに思います。

昨日の報道で、女優の竹下景子さんが経済産業省の初代製品安全大使というのを辞退する、こういう申し出がなされたそうでございます。竹下景子さんは一九八六年から二〇〇五年まで、ガス器具メーカー、パロマのコマーシャルに出演している、このパロマのコマーシャルに出演していました。

竹下さんはなぜこの大使の辞退を申し出られたかといいますと、十九日にテレビで、パロマの事故の遺族が福田総理に対して製品安全への取り組みを訴えている場面が放映されて、それを竹下さんがまたまた見えておられて、そこで、遺族の心情

を考え、大使を辞退したい、こういうことで申し出をされた、こういうことでございます。この要請で、福田首相は再発防止に向けた消費者庁創設に強い意欲を示した、こういうふうに報道がされています。

しかし、私はもう一つ、こんなにたくさんの被害者が出てきた、こういう事件は、死因究明制度の不備が原因になつたということを改めて強調したいというふうに思つております。

例えば、北海道の北見市の例では、八八年の一月に、アパートの浴室で二十九歳の齊藤慎也さんは、入浴中の急性心不全による水死、こう判断されました。その五ヵ月後、同じアパートの同じ部屋で、男女一人がパロマのガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒で死亡した。この事実を知つた、先に亡くなられた二十九歳の齊藤さんのお父さんは、北海道警察に再捜査を求めたわけだけれども、もう既に死因を調べる方法もない、こういふことでした。

このことは、死因をしつかり調べておけば、第二の事故、この男女の二人はそういう事故に遭わずには、死ぬこともなかつたんだろうというふうに思いました。そして、その後、たくさんのパロマの事故が起りましたが、そういうことも防げたんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味で、今死因究明制度が犯罪捜査に限定した死因究明制度になつておりますから、このパロマの事件というのは、こういう死因究明制度の限界を示したものじゃないかというふうに思つております。

そこで、大臣、このパロマの事件というのは大変な事件で、結局はパロマの前の社長さんは業務上過失致死傷罪で起訴された、そういう結果にもなつたんです。だから、最初の北海道の二十九歳の齊藤さんが亡くなつたときにきちんと解剖し

ればパロマだと、全部解決できたはずなんですよ。それができなかつたから、こういうふうにあって、会社の責任者が起訴までされる、こういう事態になつた。

だから、この事件だけを考えても、個別の検視ということを超えてやはり死因究明制度といふのをしっかりとやらなきゃいかぬのじやないかとうのをしっかりとやらなきゃいかぬのじやないかと考え、決意を聞かせてもらいたいのです。

○鳩山国務大臣 前にも、細川先生の死因究明にかける熱意に対しても心からの敬意を表明させていたことがあります。北見でのこの二十九歳の青年が亡くなれたときには、死因究明しておれば、その後の同じ部屋の事件も防げたでしようし、その後のパロマ製のガス湯沸かし器の事故もかなり防げたのではないか、こういうふうに思います。

考えてみると、この北見の事件というのは、司法解剖と行政解剖の中間みたいな話かもしれないね。つまり、器具に、要するにパロマ製の湯沸かし器に欠陥があるということであれば業務上過失致死もあるし、しかし見た感じではこれは異状死体である、変死体ではないかもしないが異状死体であるという中では、東京であれば監察医務院が行政解剖をするという事態だったんではないか。ちょうど境目のような感じがするわけですね。

だからこそ、死因究明については、私は、もつともつときちんとできるような体制を、今何とかうまくやつているという答弁を時々聞きますけれども、それは違うと思います。やはり解剖医が極めて少ないし、警察の方の検視官も極めて少ないし、これではどうにもならない。監察医制度があるのはわざか五地域しかない。こういうお寒い状況の中では、それこそ犯罪の見逃しも相当あるかもしれません。その見逃しのために次々と被害者が

出るということもあります。だから、それこそ犯罪の見逃しも相当あるから、この死因究明制度の抜本的な改正、改革というのを我々も研究していくかなければならないと承知

いたしております。

○細川委員 この後、いろいろと質問をしようと準備をしておりました。文科省に、大学の法医学教室での専門医の育成の問題、いろいろ聞きたいと思つておりましたけれども、ちょっと最後に一つかお聞きをしておきます。

川、大阪とか兵庫、そういうところは非常に解剖率が高くてたくさんやつているんですね。東京なんかは、死体を取り扱つていて二万件くらいのうち、全部三千二百件くらい行政解剖をやつ正在です。神奈川ももっと高い率でやつていますし、大阪、兵庫も行政解剖が多いです、監察医がいるから。

ところが、全国では行政解剖ゼロのところがある。全くやつていない。例えば徳島、それから鳥取、三重、福井、石川。こういうところがたつた一人なゼロですね。それから、たつた一人だけやつたというところなんかも、例えば鹿児島なんかはゼロですね。それから新潟もゼロ。行政解剖、全くゼロ。それから、たつた一人だけやつたというところなんかも、例えば徳島、それから鳥取、三重、福井、石川。こういうところがたつた一人なゼロですね。それから、たつた一人だけやつたというところなんかも、例えば鹿児島なんかはお金がかかる、だけれども神奈川なんかは遺族がその解剖の費用を払うというふうに、これぐらい違つて、アンバランスが非常にあります。

それで、警視庁、東京なんかはもう多いわけですよ。こういうふうに偏在している。しかも、例えば東京なんかはお金がかかる、だけれども神奈川なんかは遺族がその解剖の費用を払うといふふうに、これぐらい違つて、アンバランスが非常にあります。

私は、幾ら公衆衛生が目的の死体解剖保存法といつても、余りにもアンバランスがひど過ぎるんじゃないかなと前から指摘しているのですけれども、このアンバランスについて厚労省はどういうふうに考へておられるのか、ちょっと答えてくれますか。

○中尾政府参考人 お答えいたします。

死体解剖保存法に基づきます監察医制度の関係の御質問でござりますけれども、この制度のそもそもの趣旨は、委員からもお話をありましたとおり、伝染病の発生というような公衆衛生上必要な情報を把握するための仕組みといったしまして、政

令で定めた大都市部に監察医を置きまして解剖ができることとする制度でございます。

この制度につきましては、これを設置しております都府県がそれぞれの判断で実施、運用している制度でございますので、御指摘のとおり、それぞれの都府県の対応につきましてはそれぞれの都府県の判断で実施状況が異なるという実情がございます。

厚生労働省といたしましては、監察医制度が円滑に運用されますよう、医師の資質向上のための取り組み、例えば医師の国家試験の試験項目の中異状死の判断や死体検査などを盛り込むとか、死体解剖医の認定を行うとか、それからまた、警察医や一般臨床医を対象とした講習会を行いまして死体の検査能力の向上を図るとか、このような措置をとっておりますので、これら措置によりまして解剖等にかかわります医師の資質向上を図ることも、監察医制度の適切な運用を図つてまいりたいと考えているところでございます。

○細川委員 そんなのは、医師の資質の向上なんかで解決できるものじゃないんですよ。行政解剖ゼロがあるんですもの。

例えば、感染症なんというのはどこで起こるかわからぬでしょ。鳥インフルエンザ、人から人の新インフルエンザなんかが東京で起こることは限らないでしょ。田舎の方で、例えば新潟で起こるかもわからぬ。そのとき、行政解剖を一つもやっていないんですよ。ゼロですよ。そんなないと私は思いますよ。

こんなことじゃ大変お粗末ですから、ぜひ死因究明の制度をしっかりと確立させていただくようにお願いをいたしまして、きょうはいろいろなことをお呼びをさせていただいたのですけれども、質問ができませんで失礼をいたしました。

私の方はこれで終わります。ありがとうございます。

○下村委員長 次に、滝実君。

きょうも三十分の質問時間をお認めいただきまして、感謝をまず申し上げておきたいと思います。

質問の内容は二つに分かれます。けれども、その第一点は、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律、そういう法律があるものですから、それに関連して、二つの事例についてまずお尋ねをいたしたいと思います。

昔、法務省には訟務局という局まであったのですが、ありますけれども、行政改革の關係で、これが今、訟務部という小ぢんまりとした部になつたのでもござりますけれども、恐らく体制は小ぢんまりとしているわけではなく、昔の訟務局のままだと思われます。その前をさかのぼると、法務省には三人の総裁がいたことがあるんですね。今の内閣法制度も法務省にございましたから、法務総裁意見というものを出していまして、それから立法院が担当する、こういうことでございます。

○細川委員 本來、戦後の司法行政の中では、法務省は国全体のいわば法的な体系をつかさどる、こういう省政府であつたはずでございます。恐らく、明治のときの司法省も同じ考え方だと思うのです。今、そのうち内閣法制度が内閣の方に、独立して向こうへ移行したものですから法務省の立場が少し微妙になつて、法務省は基本的には基本法を法律的には所管する省庁、こうしたことになつたのでござります。しかし、基本法は基本法でございますけれども、実際の法律的な後始末は法務省がおやりになる、それはどこかというと今の訟務部がおやりになる、私はこういう認識をいたしておるわけでございます。

要するに、日本でもいろいろな事態がこれを契機にして出てくるであろう、代理出産という形は、医学的にそれが可能であれば出てくる、しかし、これを放置しておくと恐らく既成事実だけが積み重なつて法治國家としてはまずいのじやないか、こういう判断で三人の裁判官が立法的にこの問題を速やかに措置すべきだと。要するに、倫理的な意見もあります、それから医学的な問題もあるわけでございますけれども、基本は子供の福祉についてどうあるべきかという観点から、とにかく急げ、これが補足意見の中身であったのでございます。

その後、法務省の民事当局がこれをどういう格好で処理をされてきたのか、その経緯をまずお尋ねしておきたいと思います。

○滝委員 本來の四月になりますが、今回の学術会議による審議結果を取りまとめた報告書が御承知のところ公表されました。学術会議においては、御指摘の最高裁決定の趣旨を踏まえた検討がされ、御承知のとおりの一一定の指向性が示されたものと理解しております。

法務省としては、この審議結果や各方面の御意見を見て踏まえながら、生殖補助医療により出生した子の親子関係について、法整備の必要性というのを検討していくかと考えております。

○滝委員 ありがとうございます。

これについては、最高裁の決定が出る前からも、長野県の根津八紘医師のもとで既に百五十件近く日本でもこの代理出産が行われていて、これを根津先生みずからが発表し、それに対しても賛否両論が起こり出した、こういうことでございます。

しかし、その後、根津先生が自分で、法的な整備をどういう格好でやつたらいいのかという私見を発表されていますよね。非常に限定的にこううものを取り扱うべきだということ、日本で一番先駆的になつた根津先生自身がそういうような私見

案を出していらっしゃるわけでございますけれども、そういうものについての検討もされているのでしょうか。

○倉吉政府参考人 実は、前提といたしまして、代理懐胎については、今の根津先生の御見解といふのも同じだと思うんですが、生殖補助医療としてもそもそもこの代理懐胎を認めるかどうかという行為規制の問題がまずございます。その上で、代理懐胎によって出生した子の身分をどうするかと

いう親子法制の問題があるわけでございます。法務省はその後半の親子法制の問題を所管している、こういうことになろうかと思います。

そこで、法務省としては、学術会議の審議結果や行為規制のあり方についての幅広い議論を踏まえた上で、その上で生殖補助医療により出生した子の親子法制の整備の必要性について検討していく、こうならざるを得ないところであります。

もちろん、根津先生の御見解というのも、主としてこれは行為規制の問題で、それをどこまでやれるかということの一つの見解であるということです。注目はしておりますが、それを中心として、学術会議は学術会議で行為規制のあり方について一定の結論を出しました。それについてこれからどういう議論がされていくか、それを踏まえていく、こうならざるを得ないところでございます。

○滝委員 いずれにいたしましても、最高裁の決定は、このままほつておいたらやはりまずいという後ろめたさが恐らくあって、三人の裁判官が補足意見で、立法的解決をしてくれ、こういう声を上げているんだろうと思うんです。所感は幅広く出るということも補足意見の中であえて言つてゐるわけですね。いろいろな意見があるから簡単にはいかないと思うけれどもそれは放置しておくべきじゃない、こういう補足意見でございますから、私は、政府が一丸となつてこの問題は立法的に解決するということを早くやつておいた方が当然最高裁の意思にも合うのだろう、こういうふ

うに思います。

次に、ちょっと見方が変わるのでございますけれども、この四月から施行された後期高齢者の医療制度に関連して申し上げたいと思うんです。

厚生労働省からも審議官がおいでになつていますから、まずお尋ねしたいのでございますけれども、四月からスタートさせるために平成十八年の六月に関連法案を急いで成立させたという経緯がありますね。

ところが、奈良県なんかの例で申しますと、県の広域連合が扱っているものですから、広域連合から市町村役場に保険証なるものが届いたのが大体三月十日前後だと思うんですよ。そうしますと、個々の御本人の手に渡るのは恐らく三月の末ぎりぎりか、あるいは四月にかかるてしまうということなんですね。

法律は、準備があるから急いで成立をさせた。ところが、県の広域連合から肝心の市町村役場に届いたのが三月十日。その段階では、国民健康保険証の切り替えはとうの昔にもう来ているんですね。一般的な国民健康保険証というのは、二月に大体来るんです。ところが、新しい制度でありますから、実際手元には三月ぎりぎりか四月にすればしまったというふうに聞いています。その辺の手続というか、事実関係をちょっと御確認させてもらいたいと思うんです。

○木倉政府参考人 お答え申し上げます。

長寿医療制度、後期高齢者医療制度でございますけれども、これは委員御指摘のとおり、十八年六月に法律が成立いたしましてから、まずは、各

四十七都道府県の市町村の方々に広域連合という新しい主体をつくっていただくという作業からスタートいたしました。一年目、昨年の三月までに全都道府県の広域連合をつくっていただき、そこに広域連合長それから事務局、広域連合議会といふものもつくつていただきました。

その中で、私どもも、広域連合とともに準備を進め、今後の保険料の設定等は昨年十二月までで一応各広域連合にお願いをし、その後で被保険者

証等の作業にかかったわけでございます。

それで、今御指摘ありましたように、広域連合の方が、各被保険者、七十五歳以上の方々に被保険者証をお送りするという仕事を担つていております。

これは、四月一日から実際にそれを使つていただいて医療機関の窓口で受診していただくということでございますので、きちんとその方々に届くようになつてお届いしておるわけでございますが、実際には、ぎりぎりになつた広域連合もござります。被保険者の方々にお届けしたんだけれども、この住所地に不在であつて返送されたりというようなことで、お届けできるのが法施行後、四月をまたいでしまつたケースが発生したところでございます。

当初、四月九日現在で広域連合が把握した被保険者証、全国の一千三百万人の被保険者のうちで六万三千件ぐらいが届かなかつたということございましたが、これはずっと市町村に努力を広域連合とともにお願ひしておりますと、昨日現在で確認いたしましたところ、六千百件余りといふところでは減少しております。まだ把握ができない方がございますので、住所等さらに把握しないかぎりないというふうに考えておる次第でございます。

○滝委員 これがおくれたために、四月一日以降、保険証を持たない人は昔の保険証を持っていつたら医療機関にかかる、こういううばかなことがいわばまかり通つたんですね。要するに、有効期限が切れた保険証を持つてお年寄りが医療機関に行かなければかかれないのでございますけれども、先ほどの代理出産の問題とあわせて、大臣の意見をここでちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○鳩山国務大臣 代理出産の問題は、先ほどいきさつをお話しさたとおりだと思いますが、厚生労働大臣と法務大臣と両方の名前で日本学術会議に

字ですね。要するに、前々年度の所得をもとにして保険料の算出をしたものですから、各市町村役場は、六月にもう一遍、本算定をしなきゃいかぬわけです。

要するに、前年度の所得に応じて保険料を算定し直すわけですから、それを受けと、また七月になると各被保険者のところに、あなたの保険料はこうなりましたというのが行くわけですね。そこまで、すつたもんだの話が出てくると思うんです。要するに、この間決まつたばかりなのに何で変更になるんだということになるわけです。だから、これからまた市町村役場が、七月に備えて電話回線をふやして、クレーム電話の受付係をどつとふやさないかぬ、こうなるわけです。

恐らくは、それで納得できない人たちは訴訟をどんどん起こしてくると思うんです。そこからがまた法務省の出番になると想うんです。要するに、法律の制度を守るために、最後の縮めくくりをやるのは法務部なんですね。これは、全国で出てきます。出てこなきやいですけれども、出てきたときに、法務部は大変なことになるんです。

私は、先ほど申しましたように、このためにも法務大臣は閣議で、こういう混乱が予想されるときにはやはり注意勧告ぐらいはした方がいいんじゃないかと思うんです。閣議には内閣法制局長官が陪席するそつでございますけれども、あくまでも陪席ですから、法制局長官が自分から発言することはあり得ないんですね。大臣は、本来は不規則発言が許される。

私は、だから、こういう混乱が予想される場合には、法務大臣としては、基本法の問題だけじゃなくて、少しは余裕のある発言をされた方がよろしくて、少しある余裕のある発言をされた方がよろしいんじゃないだろうかと思うのでございますけれども、先ほどの代理出産の問題とあわせて、大臣の意見をここでちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○鳩山国務大臣 代理出産の問題は、先ほどいき

きさつをお話しさたとおりだと思いますが、厚生労働大臣と法務大臣と両方の名前で日本学術会議に

対して代理懐胎のことについて審議依頼をした、その報告が出てるわけでございます。しかしながら、こうした問題は、最高裁の判断もありますが、いわば生命倫理というのか親子関係の倫理というのか、こういう基本にかかる重大な問題でありますから、これは国民の代表である与野党間の徹底した話し合いというもの何よりも最優先ではなかろうか、そう考えておりまして、私は、国会あるいは党同士においてどういう問題、つまり国が、訴訟になつた場合には、原告になる場合もゼロではないと思いますが、ほとんど被告として法務大臣が受け立つ。ということとは、訟務部が大変忙しい仕事をいたしております。それは、C型肝炎のときも同じでございますし、あるいは原爆症認定の問題も同じでございますし、その他さまざま国賠訴訟があるわけで、これを法務省が全部受けて立つということになると、それも、自治体が被告となる場合も、要求があつて必要があると、法務省が手伝うというか、法務局の職員が自治体にかわつて訴訟遂行を行うということもある、大変忙しい職場になつております。

したがつて、滝先生御指摘のように、今まで私

の発想にはありませんでしたが、何らかの法律をつくる、あるいは法律を改正する、そのときに、こんな法律をつくつたら裁判がいっぱい出て国が訴えられるんじゃないかというようなことは、本当に注意していかなければならぬことだなど今つくづく思います。

○滝委員 代理出産の問題は倫理的な問題があり

ますから、確かにそれは政治的な決着もしなきや

いけませんけれども、基本的にはやはりそれまで

の国民感情というか、そういう問題もありますか

ら、臓器移植法のときと同じように時間がかかる

し、そして党の立場でどうこうという問題を超えているところがありますので、今の大臣の発言を

しかしながら、こうした問題は、最高裁の判断もありますが、いわば生命倫理というのか親子関係の倫理というのか、こういう基本にかかる重大な問題でありますから、これは国民の代表である与野党間の徹底した話し合いというもの何よりも最優先ではなかろうか、そう考えておりまして、私は、国会あるいは党同士においてどういう問題、つまり国が、訴訟になつた場合には、原告になる場合もゼロではないと思いますが、ほとんど被告として法務大臣が受け立つ。ということとは、訟務部が大変忙しい仕事をいたしております。それは、C型肝炎のときも同じでございますし、あるいは原爆症認定の問題も同じでございますし、その他さまざま国賠訴訟があるわけで、これを法務省が全部受けて立つということになると、それも、自治体が被告となる場合も、要求があつて必要があると、法務省が手伝うというか、法務局の職員が自治体にかわつて訴訟遂行を行うということもある、大変忙しい職場になつております。

したがつて、滝先生御指摘のように、今まで私

の発想にはありませんでしたが、何らかの法律を

つくる、あるいは法律を改正する、そのときに、

こんな法律をつくつたら裁判がいっぱい出て国が

訴えられるんじゃないかというようなことは、本

当に注意していかなければならぬことだなど今

つくづく思います。

○滝委員 代理出産の問題は倫理的な問題があり

ますから、確かにそれは政治的な決着もしなきや

いけませんけれども、基本的にはやはりそれまで

の国民感情というか、そういう問題もありますか

ら、臓器移植法のときと同じように時間がかかる

し、そして党の立場でどうこうという問題を超えているところがありますので、今の大臣の発言を

もとにして、いろいろな格好でこの問題は進めていかざるを得ないと思います。ありがとうございます。

うんです。

現在の不動産登記法によりますと、登記関係の

証明書には手数料を払わないかぬ。ところが、この手数料が高いという批判があるんですね。あるのみならず、実費を払うのはしようがないけれども、実費以上に、実は個々の私人が取り寄せる証明書の手数料の中に國や地方団体の分も上積みされている、こういう批判がございます。

そこで、法律の条文を読みますと、不動産登記

書きと書いてあるんです。要するに、何人もと

書いてありますから、國や地方団体もその中に入

るんですね。

ところが、この法律に基づいた手数料を見ると、國や地方団体は手数料を免除されているんで

す。要するに、不動産登記法百十九条が本来根っこになるはずが、手数料令になるとにわかに非課

税になつてしまつてます。

○鳩山國務大臣 後段の件だけお答えを申し上げます。

先生おっしゃるとおりでございますと、この登

記の料金でございますが、三年に一遍見直すこと

にしてます。だから、これから三年間でどれくら

いの費用がかかるか、どれくらいの証明書や閲覧

の請求があるかというので割り算をして料金を決

めますと私は堂々と国会で答弁をさせていただ

てきた。

ところが、考えてみますと、公用のものがただ

である。証明書類でありますと、公用が大体二割

です。閲覧ですと、五〇%超します。ただ、オンラインの閲覧というのを含めますと、閲覧全体の

四十何%が公用だ。ということになりますと、私がうそを言つたことになりますね。

つまり、もちろんコンピュータ化とかいうの

で値上げも随分してきたわけですが、かかる費用

を請求数で割つた値段。ところが、公用分をただ

る。そして、八百円だったものが今は千円であ

る。これはいわば、公用分をただしたからその

しわ寄せが民間に行つてることでござい

ますから、これはやはり直す必要がある。國が住

基ネットを見にいくとちゃんと地方自治体に料金

を払つてゐるわけがございますから、國と地方の

経緯も含めて、なぜそうなつてているのだ、こうい

うことの説明をいただきたいと思います。

それからもう一つは、現在の算定基礎が証明書の発行手数料の経費を発行部数全体で割つていて、その分を込めて割ればいいものを、國や地方団体の分を引いて、全く私人間のやりとりだけを件数にして割つていて、その上入つて、いわば國、地方の非課税分を込みで、私が証明書をもらうときに上乗せで払わなければならぬという変な話になつてて、その辺のところの説明をお願い申し上げたいと思います。

人が証明書をもらうときに上乗せで払わなければならぬという変な話になつてて、その辺のところの説明をお願い申し上げたいと思います。

○倉吉政府参考人 ただいま大臣の方からお話を

あつたとおりでして、大臣の方から検討をするよ

うにという指示をいただきまして、今検討に入つてあるところでございます。

話の前段になつておりました、何で今まで無料

の取り扱いだったかというところを簡単に御説明したいと思います。

これは、官公署からの請求については、登記手

数料令の第十九条によりまして、手数料を納める

ことは要しないという取り扱いとされておりま

す。その根拠というのは、これまで言われておりましたものは、その請求の公益性であるとか、それから官公署間の相互協力関係といつたものを根拠とするものでございました。

登記手数料令が制定された昭和二十四年から実

はこの取り扱いは続いておりまして、ただいま委

員から、これをちゃんと手数料制にしたときに改

ました。しかし、実は、登記が特別会計になりましたが、実は、登記が特別会計になりましたが、昭和六十年に登記特別会計法ができました。その

特別会計法ができたときの昭和六十年四月十九日

の衆議院大蔵委員会で附帯決議がされまして、

「公共部門における相互の協力関係は、当面、従

前の慣行を尊重するよう努めること」とされました。

そういうこともありましてこの無料取り扱いを

ずっと継続してきたということでございますけれ

ども、大臣から御指示がありましたので、今その

方向について検討しているところでございます。

○滝委員 大臣から御答弁いただきました

で、これで終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

ございました。

○下村委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時十四分開議

○下村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。河村たかし君。

○河村(た)委員 河村たかしでございます。

まず最初に、大臣の元秘書さんが文京区長を

やつておられるらしいんだね。そこで、皆さんのところに写真をおつけしました。配付資料についてあります。これは、旧KKRと、ちょっと黒く

囲つてあるのは田中真紀子さんがお住まいになつておるうちでございますけれども、立派ないわゆる都会の森ですね。これを、とんでもないことに、ばつさばつさと木を切ったという恥ずかしい話を聞きました。

これは、鳩山大臣は一見環境を大事にしておられるよう見える方でございますので、元秘書、今の区長がそれを切るようになつた、ちょっと過程があれで、それとも、ということらしいので、大臣として、都会の巨木を守るのにもっと骨を折らなきやいかぬじゃないか、そういうことなんです。

まず、事実として、これは国土交通省らしいんですけども、どういう木をどれだけ伐採したのか、ちょっと答えてもらえますか。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

文京区においては、国家公務員共済組合連合会の旧運動場及び隣接する田中議員が物納された土地におきまして、仮称でございますが目白台運動公園の整備を行つており、平成十九年度より整備に着手して地取得を終え、平成十八年度までに用地取扱いをしています。当初はこの物納地に存在する計画でありましたが、近隣住民の方々との協

議などによりまして、伐採本数を最小限にとどめるべく計画の見直しを行い、最終的に、十九年六月から二十年二月にかけまして、既に枯死している四本を含めた二十五本を伐採したと聞いています。

枯死木を除く二十一本につきまして伐採を行つた理由でございますが、旧運動場と物納地の境界にあつたコンクリートの堀や車庫など既存施設の撤去に当たり必要となつたこと、樹木が込み合つてのことなどによるものというよう文京区から聞いておるところでございます。(河村(た)委員「樹齢はどのくらいですか」と呼ぶ)五十年前後といふうに思います。

○河村(た)委員 百年ぐらいだと聞いていますがね。(小川政府参考人「百年ぐらいですか。失礼いたしました。いずれにしましても、何十年かたつてていると思います」と呼ぶ)

○下村委員長 指名してから発言してください。

席に戻つてください。(河村(た)委員「時間がないからいいです」と呼ぶ)いやいや、だめです、席に戻つて。ルールはルール。

○河村(た)委員 樹齢が百年ほどある木だと聞いておりますが、勝手に短くしてもらつては困りますけれども、どうですか。

○小川政府参考人 どうも失礼いたしました。

河村先生からお話をありましたように、百年ほどのいうようなことでございます。私どもの方で

も、何十年ぐらいは経過しておるというふうに聞いておるということでございます。樹齢につきま

しては、以上でございます。

○河村(た)委員 本当に、切ることを前提なものだからろくでもない、いかぬですわ。全部が百年

も、十数年ぐらゐは経過しておるといふうに聞いておるということです。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

文京区においては、國家公務員共済組合連合会の旧運動場及び隣接する田中議員が物納された土地におきまして、仮称でございますが目白台運動

公園の整備を行つており、平成十八年度までに用地取扱いを終え、平成十九年度より整備に着手して地取得をしています。当初はこの物納地に存在する計画でありましたが、近隣住民の方々との協

耐震調査の結果等を踏まえまして、平成十八年度から庁舎の集約立体化作業を進めております。その一環としまして、現在実施しております新庁舎建設に先立ちまして、その建設予定地にあります樹齢百年以上と思われます桜の木などの樹木を、本年一月から二月にかけて伐採したところでございます。

○河村(た)委員 防衛省のマークというのは桜じゃなかつたですか。

○枠田政府参考人 防衛省・自衛隊におきましては、自衛官の制帽などか階級章、記章等に桜花だとか桜と星のデザインをあしらつたものを着用しているところでございます。

○河村(た)委員 これは、都心に残る百年の桜の木ですよ。大体、こんなものを切つていいのかね。これはとんでもないです、本当に。何が老朽化だ、冗談じゃないですよ。建物なんかどうでもなるじゃないですか、そんなことは。まあいいです。

もう時間がないから、ここで、一見環境を大事にしているように見える鳩山大臣に聞きますが、特に田中邸のこともそうですね、何か努力されている私も聞いております。だから、この際は一

肌脱いで、田中邸の、守山の、切つてしまつたら、特に都会に残る巨木、こういうものをやはり残していくこうというふうに、相当前に出られて行動されたらどうですか。

○小川政府参考人 考えておると言うけれども、考

えておるのは、考えておるだけじゃないですか。この間の例のカンバの話だけ、言うだけで、口

先で終わつてしまつてはいかぬじゃないですか、大臣、無実の刑務官にカンバしようと言つて。それもううだけれども、それでは、今のKKRと田

中邸のことで行動されますか。

○鳩山国務大臣 現在の区長は、秘書ではないんですよ。秘書的な仕事をしたことありますが、私は給料を払つたことがないので元秘書ではない

のでございますけれども、そういう関係にありますので、この間も、とにかく木を切らないよう

うふうに私は電話をしたんですけども、再度、先生の意向を含めて、また話をしようと思つております。

○河村(た)委員 そういうことで強くやつていた

だいて、これに限らず、私は今、丸の内に中央郵便局というのがありますね、あれを壊すなど。私は古い建物が好きで、座り込みまでやつて訴えられたこともありますけれども、それとか巨木とい

うのはみんな、年寄りを大事にするという気持

した。田中真紀子議員からも、この問題についてはお話を承っております。あのうつそうとした、森のように見えた庭園ですが、この木を切るなどというのは、基本的にあつてはならないことだと思います。

隣のKKRでございますが、あれは、大蔵官僚の息子でございますので、子供のころから、泳ぐときはあそこに泳ぎに行つておつたんです。

民主党の今の幹事長と私と仲よく手をつないで泳ぎに行つておりましたのが、隣のKKRなんですね。

いざれにいたしましても、あの立地条件はしばらくいいです」と呼ぶ)いやいや、だめです、席に戻つて。ルールはルール。

○河村(た)委員 これは、都心に残る百年の桜の木ですよ。大体、こんなものを切つていいのかね。これはとんでもないです、本当に。何が老

朽化だ、冗談じゃないですよ。建物なんかどうでもなるじゃないですか、そんなことは。まあいいです。

もう時間がないから、ここで、一見環境を大事にしているように見える鳩山大臣に聞きますが、特に田中邸のこともそうですね、何か努力されて

いる私も聞いております。だから、この際は一

肌脱いで、田中邸の、守山の、切つてしまつたら、特に都会に残る巨木、こういうものをやはり残していくこうというふうに、相当前に出られて行動されたらどうですか。

○小川政府参考人 考えておると言うけれども、考

えておるのは、考えておるだけじゃないですか。この間の例のカンバの話だけ、言うだけで、口

先で終わつてしまつてはいかぬじゃないですか、大臣、無実の刑務官にカンバしようと言つて。それもううだけれども、それでは、今のKKRと田

中邸のことで行動されますか。

○鳩山国務大臣 現在の区長は、秘書ではない

んですよ。秘書的な仕事をしたことありますが、私は給料を払つたことがないので元秘書ではない

のでございますけれども、そういう関係にありますので、この間も、とにかく木を切らないよう

うふうに私は電話をしたんですけども、再度、先生の意向を含めて、また話をしようと思つております。

○河村(た)委員 そういうことで強くやつていた

だいて、これに限らず、私は今、丸の内に中央郵

便局というのがありますね、あれを壊すなど。私は古い建物が好きで、座り込みまでやつて訴え

られたこともありますけれども、それとか巨木とい

うのはみんな、年寄りを大事にするという気持

ちと同じなんですよ、気持ち的には。何か日本は、木をばつさばつさ、自衛隊まで百年の桜の木を切るんですから、だから、ぜひ、せっかく大臣をやつておられるんだから、日本じゅうの巨木とか古い建物とかを大事にしようということで、一発閣議でもしやべってくださいよ。

○鳩山国務大臣 閣議で言う言わないは別にいたしまして、私は今法務省におりますけれども、やはり一番大事なのは、日本の環境であり、歴史、伝統、文化。日本の文化というのは、木を大事にするというのが日本の文化の本質ですから、そういう意味では、木を大事にする気持ちが犯罪の減少にもつながる。そういうのを平気で切つてもいい、巨木なんかだつて、駐車場にするんだから切つてもいいんだというような考え方自体が、日本人の心の荒廃を生み、犯罪を生む大もの的原因になるような気がしております。

あと一分だけお許しください。

自然と共に生をする文明というのは、みんな木を大事にするんですね。それは、中国のいわゆる長江文明は、黄河文明は違いますよ、自然を破壊する。長江文明は、マンサク科のフウという木を大変大事にした。そういう巨木の信仰というか、巨木を大事にして、天と地が融合する、そういう考え方の中に自然と共に生する人が出てまいりますので、そのためにも木は大事にしていこう、こう思つております。

○河村(た)委員 わかりました。それでは、しつかりやつてちょうどいいね。

では、次の問題に行きます。

これは警察の方でございますが、この問質に関しては、皆さんのところに資料が出ておりますけれども、兵庫県におきまして、携帯電話をかけながら運転をしたということで逮捕されてしまつた、こういう話です。これは何で聞くかというと、交通違反というのは千三百万件もあって、結構こういうことがあるんじゃないのか。

違反者というか、国民の方からすれば、微罪で逮捕してはいけないという犯罪捜査規範がありま

すから、そういうことで、何かおどしのようになに違う
捕するぞとか手錠をかけるぞというのが使われて
いるんじゃないかというのが一方。それから、お
巡りさんからしても、千三百万件もありますが
ら、中には、それはうるさいことになることがある
わけですよ。切符を切られますから、ばかやろ
う、おまえということになるわけです。そういう
ような現場の苦しみというのがちゃんと上に届い
てるのかという、両方の立場から聞いておるん
です。

ですから、何か具体的なこの資料をきょう出す
などと言つたとんでもない理事があるそうでござい
ますけれども、こういう具体的な事案事案につい
てどういうことが起きているのかというディテー
ルを考えなきゃわかりませんよ、言つておきます
けれども。千三百万件に対して言つておるわけで
すよ。ということですので、お答えをいただきた
い。

最初に到着いたしまして現認をいたしましたのは地域警察官、警ら用自動二輪車でございました。そこから始めて、応援のパトカーが来、最終的には交連の取り締まり員も応援に来たという形で、これは、兵庫県警察が具体にそれぞれから陸取をした結果こういう位置であるということでござりますので、御理解をいただきたいと存じます。

また、ギアを入れて発進しようとしたことはないといった今の御質問でございますが、私どもが兵庫県警察に確認をいたしますと、そのような動きがあつたということとの報告を受けておるわけでございます。

○河村(た)委員 その点でも、全然話が違うんですね。

では、ちょっと聞きますけれども、最近は、交通違反の現場、切符を切る現場での言い争いといふかトラブル、こういうのはふえておるのか、ござります。

和六十三年当时ということで、記録といいましょうか、全国に照会をして判明したわけでござりますが、「交通指導取締り時の応接五則」といったものを作出したしまして、これに基づきまして、都道府県警察ではそれぞれ応接要領を指導、教育している、このように承知をしているところでござります。

○河村(た)委員 そんなものは何にもやつておらぬということで、これは昭和六十三年ですね。「不用意な言葉づかいや居丈高な態度はトラブルの元である。常に冷静な態度と明瞭な言葉で応接をしよう。」とか「応接は礼に始まつて礼に終わる。端正な服装に努めるとともに、制服のときは確實・丁寧に敬礼しよう。」なんて当たり前のことが書いてあるだけで、これだけということは、結局、本当の現場に対して何にもやつておらぬということだね。こういう話も、私がこういう質問をしたのでこうなつてくるだののことであつて、兵

まず、話が長くなりますので、再調査のものは
出しましたけれども、言つておることが全然違う
んですね。全然違います、きょう、皆さんに図
を出していただきました「逮捕時の警察官の位
置」、これは違反車両が右側にありまして、申立
人とありますね。要するに、逃げ出そうとしたか
らということで逮捕したことになつておるんで
す。書いていただきましたのは、警ら用自動二輪
車というのが二つあって、違反車両の間が結構構
いておるんですね、この図というのは。違反車
両、申立人のところが運転者なんですよ。何とな
く逃げ出せそうに見えるんですけども、これは
実はもつと直前だと聞いております。

だから、本人に言わせると、こんなに全部取り
囲まれておつてどうして逃げようとできるんだ、
冗談じやない、ギアを入れたこともないとはつき
り言つておるんですが、これはどうですか。

○末井政府参考人　お答えを申し上げます。

昨日、質問通告をいただきまして、兵庫県警に
おいてこの警察官の位置について作成を求めたわ
けであります。

どちですか。
○末井政府参考人 今、手元にその数値は持つてお
りませんが、警察におきましては苦情の申し出
という制度がございますから、その数値を確認いた
しますとそれがお答えできると思います。ま
た、後ほどお答えをしたいと存じます。
○河村(た)委員 これは言つておかなかつたので
すが、私がきよう聞いたんですよ、あるお巡りさ
んに。そうしたら、最近非常に多いと言つていま
した。数も多くなつてくるし、どうしても、権利を
意識があるのかどうかわかりませんけれども、特
に若い人からすれば、捕まる方がらすればお巡り
さんが居丈高、おいこらと来た、お巡りさんから
すれば文句を言つたということが非常に多いとい
うのです。
そういうものに対し、千三百万件ですから、
対策というか、何にもやつておりやせぬと聞いて
おりますが、その辺のところはどうですか。おな
くたちで、一千三百万もあるので、こういうときま
こうしようとか、そういうことはないんですか。
○末井政府参考人 警察庁いたしましては、昭

鹿児島県警に全然届いていなかつたんだね。
あなたは兵庫県警の本部長をやつていらした人
ですから、前も私は聞いたでしよう、テープで。
のこと、私が質問してわかつたんでしよう。
あれば、週刊誌に出ておつたかな、内部で上がつ
てきたんですか、どちらですか。

○末井政府参考人 全国一律ではございません
が、私はかつて鹿児島でも本部長をいたしました
て、兵庫でも本部長をいたしました。それぞれの
県におきましていろいろなトラブル、紛議事案が
ございますので、それに応じて適時、これはまず
いというものがあれば教育をしてまいる、そして
警察学校でもそういったことは事前に教えるとい
うことがございます。

そしてまた、一昨年でございましたでしょ
うか、御質問があつた事案でござりますが、それは
私の着任前の事案でございまして、それについて
も、紛糾事案になるおそれがあるということとで内
部では見たようでござりますが、現実に抗議とい
いましょうかクレームが出来まして、初めて調査を
したということでございました。

○河村(た)委員 今回のものもそうですね。今回のも一応逮捕ですから、交通事案で逮捕ですから、少なくとも普通ではないということですね。それも、携帯電話をかけながら車で走つておつただけで逮捕ですから、それは当然内部で話は上がつてくるようになつておるのかね。

○末井政府参考人 本件につきましては、四月九日午後一時五十分の逮捕でございまして、御質問をいただきまして答弁いたしましたのはたしか四月十一日でございました。

このような事案につきましては、各警察署では、警察本部長指揮事件ではございませんで、警察署長指揮事件として普通のとおり処理をしておつたということで、実は、委員から質問通告がございまして、こういった事案はあるのかということでおつたと記憶しております。

○河村(た)委員 ということは、わかりやせぬというふうに言ひ分が違つておる場合、後、どうするんですか。今、私のところも正直に出しました。だから、日本じゅうによくあるよ、泣き寝入りなのかわからぬのが。

そういう場合、違うときに、今後のこともあるて、これはそのままはかつっていくのか、一体どうなるんですか。現場の確認をとつて、どうするんですか。両方の意見を聞くのか、どうなるんですか。

○末井政府参考人 この事案について、二つの面から見る必要があると存じております。

一つは、刑事事件。道路交通法違反事件としての性格のものとしては、これは当然に交通反則通告制度に現在は乗つておりますが、その結果、任意でございますので、反則金の納付があるかないかということを見きわめながら、いざれ、これは

道路交通法違反事件、携帯電話の使用違反事件としての捜査手続を進めていかなくてはならない。これは、出口が決まつておる話でございます。

他方で、もう一つの面と申しますのは、ただ

ま御指摘のよう、警察の現場における応接ある

いは扱い、言葉遣いといったものについての問題

をどのように解決するのか。それぞれ両者の言い

ごとに調査してきたということでありまして、また

他方で、なおかつその言い分が違つておるとい

ことについて、御本人が私どもの兵庫県警察に直

接お話ををしていただければ、さらに理解が深まつ

て、どういうことであったか、そしてそれぞれに

どのような対応、兵庫県警察としてどのように今

後対応すればいいのかということが明確にわかつ

くるものと存じます。

○河村(た)委員 では、本人が申し出れば話を聞

いていただきて、両方の言い分を合わせていただ

く。何でかと云つて、逮捕されていますからね。

もう一回確認しますけれども、生意気なやつは

逮捕してもいいんですか。

○末井政府参考人 犯罪構成要件に該当して、や

はり逃走のおそれ、逮捕の理由などがないと逮捕

ということにはならないということでございま

す。

なお、御本人からいろいろと御連絡なりいただ

ければ、私どもは、兵庫県警察に対し、誠実に

対応して、苦情として処理をしなさいという指導

をする用意はござります。

○河村(た)委員 では、それをぜひやつていただきたい。

最後に、逮捕歴についてです。逮捕歴は残らな

いということをおつしやつておるんですね。これ

はどうなりましたか。守つていただけるんですか。

○末井政府参考人 逮捕歴は残らないと言つた警

察官がいるという形で御通告をいただきました。

この点につきまして、葺合警察署が本件の警察

署でございましたが、その申し出人の釈放の際に

どの警察官が立ち会つたのか、また葺合警察署か

ら立ち去るまでの間には一体どの警察官と会話を

あつたのか、そして逮捕歴が残らない旨の発言が

あつたかどうかを含めまして、現在、兵庫県警察

において調査を進めている段階でございます。

○河村(た)委員 わかりました。それでは、一応

御本人に言つておきますから、申入れますよう

にということで。それは、警察署へ行けばいいん

ですか、どこへ行けばいいんですか。

○末井政府参考人 警察法に基づきまして都道府

県公安委員会に苦情の申し出はできますし、ある

いはそれが警察本部長あてでありましても同様に

取り扱いをいたしますので、苦情の申し出である

旨を言われれば、警察署でも取り扱いは可能でござります。

○河村(た)委員 では、そうなりましたら、これ

はそういうふうにさせていただきます。逮捕した

ことにはならぬよということでござりますので、

ちゃんと約束は守つてもらわないとかねですよ、も

しそう言つておつたら。

逮捕歴を消すというのには、どういう手続になる

んですか。

○末井政府参考人 お答えをいたします。

くどいですが、逮捕歴は残らない

ということの発言があつたか否かも含めまして、ま

ずもつて確認をしなくてはならないということでござります。

他方で、警察におきましては、逮捕した被疑者

に係る情報につきましては犯罪検査等の目的で保

有しているところでございますが、逮捕した事案

が最終的に反則事件として処理された場合などに

は、登録した情報を削除するということはしてお

るということでござります。

○河村(た)委員 では、そういうふうに本人に

言っておきますので、お願ひします。

それから次の問題です。

名古屋の熱田署で、ある男の方が灯油をかぶつて、火をつけて死ぬぞ、自殺するぞというような

かといふことを見きわめながら、いざれ、これは

ところを保護した。警察官は、職務執行法で保護義務があるらしいので、それを保護した。ところが、取り調べ室で、たばこを買ってきてくれといふところの方は、確かに、灯油をかぶつた人に漫然とという、ちょっと状況が相当そういうデリケートなところで緊迫しておるのであれだと思いまますけれども、たばことライターを渡すというのはやはり不注意だったと言われてもしようがないと思います。

一方、刑務所でもそなんですよ。やはり警察、刑務官それから自衛隊、消防とか、こういう事故が起こりやすい現場というのがありますね。

こういうところというのはやはり士気が衰えちゃいかぬじゃないですか、何かやつたら事故が起きて、自分が責任をとらされるといかぬということだと思います。

一方、刑務所でもそなんですよ。やはり警察、刑務官それから自衛隊、消防とか、こういう事故が起こりやすい現場というのがありますね。

こういうところというのはやはり士気が衰えちゃいかぬじゃないですか、何かやつたら事故が起きて、自分が責任をとらされるといかぬということだと思います。

この警察官なんかは、これは自殺と言えるかどうかわかりませんけれども、業務上過失致死傷になるのか懲戒処分になるのか、こういう場合はどうなってくるんですか。

この警察官なんかは、これは自殺と言えるかどうかわかりませんけれども、業務上過失致死傷になるのか懲戒処分になるのか、こういう場合はどうなってくるんですか。

この警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、精神錯乱または泥酔等のため、自己または他人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれのある者であることが明らかであり、かつ、応急の救護を要するに足りる相当な理由のある者を発見したときは、これを保護しなければならないというふうになつております。

具体的な事実関係については、現在、愛知県警察において事案を調査中というふうに報告を受けております。

○河村(た)委員 ちょっとこれは何とも言えぬで

すけれども、しかし、事故の起きやすい現場で仕事につく人たちが、名古屋の刑務所の話も同じ

で、何かあつたときには上は全部逃げていつてしまふ、それで現場の人せいにされるということは

何かどうも残酷な話だなというふうに見ておるんです。

だから、警察でも、警察不祥事というのはようありますね。いろいろなのがありますけれども、裏金問題に始まって、本当の現場の事故とか、この間名古屋ではいわゆる立てこもり事件なんかありましたけれども、あいう事故というものの、要するに職務執行上の事故について、何か全体的に分析しておるとか、現場のお巡りさんが全部責任とらぬでもいいような、変な話ですけれども、悪いことはつてももらわないかぬですけれども、そういうようなことをやつておるんですか。

勇気のある行動があつて事故が起きた、そういうときには、それはそれで。だけれども、組織の方もちゃんと、組織の方が堂々と責任をとる。真相解明をやつて謝ればいいけれども、みんなやりはせぬのです。実際、逃げていつてしまつて、ほとんど全部隠すんですよ。それで、ほんと出てきたときに現場だけ責任をとらされる、こうなるんだけれども、警察はどうですか、こういうのは。

○井上政府参考人 警察では、業務上の事故等が発生した場合、その発生した原因等を個々具体的に明らかにした上で、責任の所在を明確にし、その責任の程度に応じて関係者について必要な措置を講ずるとともに、明らかになつた問題点を踏まえ、各種再発防止策に取り組んでおるところであります。

また、地域警察官の職務執行力の向上を図るために、地域警察官の士気の高揚が不可欠であります。数字であらわれにくい活動や、検挙実績等を踏まえた適切な称揚に努めているところであります。

今後とも、こうした取り組みを通じて士気高揚を図りつつ、保護業務を初め各種公務の適切な運用を図つてまいりたいと考えておるところでございます。

○河村(た)委員 当たり前のこととて何の感動もないでけれども、いずれにしろ、ようけ事故が起きますけれども、現場の危険業務の場合にはそこ

のところを一遍よく考るようになされたらどうかです。それでは次に、一人親方問題というのがあるんですけれども、これは厚労省と国土交通省ですか。いわゆる建設土木現場で足場をつくらないかねのに、その足場を不十分なものにして非常に危ない状況ということを何度も忠告しておるのに、これは厚生労働省ですか、国土交通省になるかど

うか知りません、直接は厚労省ですが、全然動いてくれはせぬ こういう話が起きて、また事故が起きてしまつたという話があるんです。

きのうちょっと通告しておきましたけれども、ちよつとけつの方から言つたらわかりやすいけれども、まずは、三年ぐらい前に名古屋のタウンミーティング、八百長の象徴とされましたタウンミーティングで坂口さんが、そういうことがあつたらすぐ言つてくださいと言われたのは事実ですか。

○鶴田政府参考人 そのように承知しております。

○河村(た)委員 その際に、会場である方が手を挙げられました、名前を言つてもいいと言われましたか。

○鶴田政府参考人 そのように承知しております。

○河村(た)委員 その際に、会場である方が手を挙げられました、名前を言つてもいいと言われましたか。

○鶴田政府参考人 個別事案については具体的にお答えすることを差し控えたいと思いますが、一般論で……(河村(た)委員) 何も差し控えぬでもいいよ、本人は言つてもいいと言つておるんだから」と呼ぶ) わかりました。

本人が来られたものは、個別の商品についての電話でありました。それで、それについて国がどうこうするというのは余り適当でないということもありまして、そういうものに対してもう一つ、今のタウンミーティングで話をして、それからいろいろお話をあります。そこで、その内容に応じて、例えば法令違反、もしくは、例えばリストアセスメントというようなものを進めておりますが、こうした方がいいという場合には、そういう対応をするということをやつておつて、ひどい足場でやらされる、こちらが何を言つても聞いてくれへん、墜落事故が起ると何もなし、こういう非常にかわいそうなことが起きておるわけですよ。

それから、愛知の労働局の方が、あなたたちの仕事を労働安全衛生法に基づいて指導すると一〇〇%現場がとまるだろうね こういうことを言つておるらしいんだけれども、こんな話は聞いたことがないですか。

○鶴田政府参考人 具体的に、今のお答え申しあげます。

○河村(た)委員 それともう一つ、今のタウンミーティングで話をして、それからいろいろお話をあります。そこで、その内容に応じて、例えば法令違反、もしくは、例えばリストアセスメントというようなものを進めておりますが、こうした方がいいとい

結局は、それを使うか使わないかというのは現場においてされる事業者でありますので、そこまで行政としては関知していないと理解しております。

○河村(た)委員 きのう、そう聞いたらしいので本人に聞きましたら、いや、そのことも言つたけれども、やはり具体的な現場も言つて、こういうところでいわゆるきちっとした足場じゃない、非

常な危険な、サーカスのような作業が行われているんだ、事故が起るといかぬで早く改善されたりと言つたらしいですよ。それを聞いておらぬのですか。どういうことですか。

○鶴田政府参考人 具体的に監督署でどういうふうに言われたかというのは、今言つたような、本省においてそういう話があつて、本省の方で対応し、その方が大会において発表されたというふうに聞いています。

少し一般論を言わせていただきたいというふうに思いますが、基本的には、労働者一般の方から事業所内での労働者の安全確保上の問題について情報を受けた場合、それが法令違反なのか、もしくは単なる苦情なのか、そういうことも判断する必要があるということで、そういう必要と判断した場合には労働基準監督署において調査を行つとうふうにしております。

それで、その内容に応じて、例えば法令違反、もしくは、例えばリストアセスメントというようなものを進めておりますが、こうした方がいいという場合には、そういう対応をするということをやつておつて、ひどい足場でやらされる、こちらが何を言つても聞いてくれへん、墜落事故が起ると何もなし、こういう非常にかわいそうなことが起きておるわけですよ。

人のいない建設業の方という形で見た場合には、事業主ですね、五十七万人という数が挙がっております。

その上で、今先生のお尋ねの、こういう方に労災保険の適用があるかどうかということでござりますが、まず、自営業者である限りは、実は労働者ではないということで、義務の対象から外れております。

ただ、働き方で、かなり労働者に準じて保護する必要がある、そういう一定の範囲につきましては、特別加入という制度におきまして、特別に加入する形の仕組みがございます。特別加入に入つていらっしゃいます一人親方の方はどんどんふえておりまして、今現在、一番最新で約三十一万人入つていらっしゃいます。

その上で、働き方の実質において労働者のような働き方になつてているケースはございますので、そういう場合は、たとえこの特別加入という中に入つておられませんでも、労災保険の対象として、仮に事故などが起つた場合には保護の対象といたしているところでございます。

○河村(た)委員 これも本人に聞いたんですけども、だから、こういうことで一人親方みたいなのでやつておつて、ひどい足場でやらされる、こちらが何を言つても聞いてくれへん、墜落事故が起ると何もなし、こういう非常にかわいそうなことが起きておるわけですよ。

ところは内閣府でしたか。内閣府とあなたのところだと思いますけれども、こういう言い方をしておるんです。

これもきのう言つておいたんだけれども、これはどうだつたんですか。これはきのう言つていなかつたかな。どうですか、こういうことは言つていいですか。

○鶴田政府参考人 私は聞いておりません。

○河村(た)委員 とにかく、きょうはとりあえず、こういう表に余り出てきていない非常にかわいそうなことが行われておるということで、本当に、何遍言つても厚生労働省も何もやつてくれはせぬと言つていましたよ。それでは事故が起つたということをございますので、大至急ちょっと調査していただいて対策を、どうするかというのを私のところへ文書で持つてきてほしいと要望しておきます。答弁してちょうだい。

○鶴田政府参考人 何もしていないわけではありませんで、今、足場のあり方検討会というものを行つて、今後の足場の安全性の確保について検討しているところであります。それを踏まえて対策を充実させていきたいというふうに思います。

○鶴田政府参考人 何もしていないわけではありませんで、今、足場のあり方検討会というものを行つて、今後の足場の安全性の確保について検討しているところであります。それを踏まえて対策を充実させていきたいというふうに思います。

○鶴田(た)委員 それでは、この問題はそれで終わります。

それから、これははずつとやつてきました刑務所の話ですけれども、本当に、何でおれが放水実験をやらないかぬのか。あなたは笑つておるけれども、いいかげんにしなさいね、上司なのに、実際刑務官が苦しんでおるのに。いいかね、あなたたちに再発防止義務があるんだよ、あなたは笑つておつたけれども。何を考えて笑つておるんですか。これは僕が国会でやり出した問題ですよ。

それでは、保護房の中でふん尿まみれになつた

受刑者が今後一切出ないんですか、矯正局長。

○梶木政府参考人 今委員がおつしやつたような事例は、これまでにもございましたし、これからいろいろな形で被収容者の心情の安定を図ります。

○河村(た)委員 中で受刑者が暴れてふろへ連れていけない、入浴ができない、それでふん尿まみれになつて、そういう場合に、この人をどうやって処遇するんですか。受刑者に対しても衛生管理義務がありますね。ふん尿まみれになつて、何日もほかつておいやいかぬでしょう。どうやつて処遇するんですか。

○梶木政府参考人 今御指摘のあつたような状況について、矯正局あるいは管区の方から、具体的にこういうふつにこういうふうな手順でしなさいというような指示をしたことはございません。

一般的に申しますと、これまでいろいろな内部の教育等におきまして、受刑者の処遇について、十分に心を尽くして処遇するようとに教育はしてきたわけでございますが、具体的な場面、例えば今おつしやつた、ふん尿まみれになるような事例が生じた場合には、その事例の発生の具体的な態様というのがやはりいろいろあるわけでござります。

○梶木政府参考人 これまでに何回か、検事の時代に刑務所を参観に行きましたり、あるいは矯正の立場に来てそういうところを視察した際に現実に見たことはございませんけれども、今委員がおつしやつたように、私自身がいわゆる処遇をした、世話をしたということはございません。

○河村(た)委員 見たことがあると言われたので、これはなかなかだなと思いました、そう物すごくあるわけじゃないんですけども。

そういうときに、いろいろありますけれども、要するに、隣にシャワーをつけましたけれども、シャワーが設置されている場合がございますが、そこで体を洗わせるという場合もありましょし、入浴をさせるという場合もありましょし、それから、部屋自体も、壁等あるいは床等が汚れている場合がございます。それは、その汚れ方、汚れた場所等のありように応じて、それぞれ

も、これは現実の話ですからね。ふん尿まみれになつて、しばらくおくと、ぱりぱりになつて乾いてくるんですね。こういう場合に、タオルなんかでふん尿まみれになつている場合は、短いホースを使ってざつとかけても取れないわけですよ、こりこりになつちやつて。その場合は、やむを得ずデッキブラシで体を洗わないかぬかということになります。

○梶木政府参考人 我々が処遇という言葉を使う場合にいろいろな場面があるわけでござりますが、一番広い意味でいいますと、被収容者について、それぞれの被収容者の立場があるわけです。未決もあれば既決もあるわけでござりますの何らかの教育を受けたりというのを処遇といふうに呼んでおるわけでござります。

○河村(た)委員 こんな当たり前のことを見て、いちやいかぬですけれども、検事でありました局長は、保護房の中でふん尿まみれになつた人を遭遇したことはありますか。

○梶木政府参考人 これまでに何回か、検事の時代に刑務所を参観に行きましたり、あるいは矯正の立場に来てそういうところを視察した際に現実に見たことはございませんけれども、今委員がおつしやつたように、私自身がいわゆる処遇をした、世話をしたということはございません。

○河村(た)委員 見たことがあると言われたので、これはなかなかだなと思いました、そう物すごくあるわけじゃないんですけども。

そういうときに、いろいろありますけれども、要するに、隣にシャワーをつけましたけれども、シャワーが設置されている場合がございますが、そこで体を洗わせるという場合もありましょし、入浴をさせるという場合もありましょし、それから、部屋自体も、壁等あるいは床等が汚れている場合がございます。それは、その汚れ方、汚れた場所等のありように応じて、それぞれ

を終える、これが、刑務官のためにもなるけれども、受刑者のためにもなるというのが刑務官じゃないですか。

だから、そういう状況下において、本人がここでふん尿まみれになつている場合は、短いホースを使ってざつとかけても取れないわけですよ、こりこりになつちやつて。その場合は、やむを得ずデッキブラシで体を洗わないかぬかということになります。

○梶木政府参考人 そういう場合に、水圧は高いと危ないのでいかぬですよ。今回の名古屋刑務所が実はそうだったで、そういった立場に応じて接したり、あるいは何らかの教育を受けたりというのを処遇といふうに呼んでおるわけでござります。

○河村(た)委員 これまでに何回か、検事の時代に刑務所を参観に行きましたり、あるいは矯正の立場に来てそういうところを視察した際に現実に見たことはございませんけれども、今委員がおつしやつたように、私自身がいわゆる処遇をした、世話をしたということはございません。

○梶木政府参考人 先ほど申し上げましたように、そういう不潔な状態に至つたときには、できる限り清潔な状態に戻してやるということが我々のところの職員の仕事の一部でもあるわけです。

したがいまして、先ほど申し上げましたように、そのときの状況に応じて、ふく場合もあります。それでも、それでもなるべく短時間で体を清潔に保つ、この行為をやつちやいけないです。

○梶木政府参考人 先ほど申し上げましたように、そのときの状況に至つたときには、できる限り清潔な状態に戻してやるということが我々のところの職員の仕事の一部でもあるわけです。

したがいまして、先ほど申し上げましたように、そのときの状況に応じて、ふく場合もあります。それでも、それでもなるべく短時間で体を清潔に保つ、この行為をやつちやいけないです。

○梶木政府参考人 先ほど申し上げましたように、そのときの状況に応じて、ふく場合もあります。それでも、それでもなるべく短時間で体を清潔に保つ、この行為をやつちやいけないです。

○河村(た)委員 それでは、場合によつては、記録に出ていますけれども、毎分二百リッターになつてますけれども、それぐらいの水を、水圧は普通の生活用水の水、舍房にあるトイレや飲み

を終える、これが、刑務官のためにもなるけれども、受刑者のためにもなるというのが刑務官じゃないですか。

水と同じ水で、管だけ太くすれば一応水はたくさん出ますから、そういうので洗つてやる、それはいいんですね。

○梶木政府参考人 具体的にどこまでがいいのか悪いのかというのは、その現場の状況に応じますので、概にいい悪いというのは、私からはお答えを差し控えたいというふうに考えております。(河村(た)委員「差し控えたいと言うが、はつきり言わない」と呼ぶ)

○下村委員長 河村君、指名してから発言してください。

○河村(た)委員 それは、しかし、言わないと刑務官が困りますよ。多量の水をかけたら暴行になつてしまつたら、これは一体どうするんですか。だから、実験をやつてくれと言つているじゃないですか、それが危害を加えるかどうか。やり得ないでしよう、今答弁されましたから。あるいはわかりませんよ、保護房に入らせることは。どうやって衛生管理をするんですか。裁判は関係ないですよ。未来何百年もないことはありますか、それが危険を加えるかどうか。やらないと次的人はわかりませんよ、保護房に入らせることは。どうやって衛生管理をするんですか。裁判は関係ないですよ。未来何百年もないことはありますか、それが危険を加えるかどうか。やり得ないでしよう、今答弁されましたから。あるんです。だから、放水実験を大至急やつてくださいよ。あの程度の水圧での水量を体にかけた、それはいいのかいけないのか、やらなきゃいけないじゃないですか。どうですか、局長。

○梶木政府参考人 以前、この委員会でもお答え

をしたことがあるうかと思いますが、いわゆる先生が言つておられるこの十二月事案については人が亡くなっているわけでございまして、現在、刑事裁判におきまして、その亡くなつたということが、刑務官の放水によつて生じたのか、あるいはそれ以外の原因、事故等によつて起つたのかと、いうのがまさに一番の争点として争われているわけでございます。

現在は控訴審に係属しておるわけでござります

が、検察、弁護双方の当事者がいずれも、刑事訴訟法にのつとつて証人尋問、鑑定等をやつておられるわけでございます。

そのため、現時点では、こういつた事態が起

きた客観的な状況を必ずしも正確に把握しているわけがない我々が、現時点での再現実験を行う

ということは控えているわけでございます。

○河村(た)委員 全くこれは了解できませんね。それは受刑者に対して大変悪いことですよ、保護房内ではまた再発する可能性が十分あるんだから。

そこでは、最高裁まで行つて確定するまでやらな

いんですか。処遇法がわからぬじやないです

か、ふん尿まみれになつて、ふろへ連れていくけ

なつてしまつたら、ふろへ連れていくけな

い受刑者をどうやつて処遇するかというの。何

で河村さんが、暴力団に言われて、苦しみながら

実験せないかぬのですか。そんなばかなことがあ

るかというの、本当に。

あなたとのところがなぜやらないのかといった

ら、検察院が一緒だからやれないだけじゃないで

すか、はつきり言つて。国土交通省は、列車事故

だつたら、判決が出るまでに事故原因を絶対やり

ますよ。そうでないと、だれも電車に乗れないか

らです。内輪をかばつておるだけじゃないですか。

こんなひどい話は聞いたことないですよ。

怒りを込めまして、これは許されぬ。これは何

遍でも私は聞きますから悪いけれども。局長値

勤ではないですか。どうですか、局長。

○梶木政府参考人 あなたのところがなぜやらないのかといったら、はつきり言つて。国土交通省は、列車事故だつたら、判決が出るまでに事故原因を絶対やりますよ。そうでないと、だれも電車に乗れないからです。内輪をかばつておるだけじゃないですか。こんなひどい話は聞いたことないですよ。怒りを込めまして、これは許されぬ。これは何遍でも私は聞きますから悪いけれども。局長値勤ではないですか。どうですか、局長。

では、次の問題。

○河村たかしが、この間、秘書と偽つてマスコミを連れていて、議員会館にトレーニングジムが、今仮設ですけれども、立派なができるんです。それを撮影させたといふんでもないうそを流した人がおるようですがれども、こういうのは憲法の免責特権の対象になりますかね。

○夜久法制局参事 お答えします。

いわゆる免責特権の範囲についてお尋ねでござります。

ざいます。国会議員の方の職務上の発言に該当しない場合には、免責特権は認められないと解され

ておるところでござります。

○河村(た)委員 ちょっと時間がないので、名譽毀損のものはちょっとあれにしておきますけれども、大臣、これは国会内で見られたことがあるかも知りません、前から奥にありましたけれども、無料なんです。こういうトレーニングジムができるんですね。これはどう思われますか。

私がちよつと思つるのは、外国でもあるところは

あるんですよ。アメリカは二〇〇六年から有料に

しました。ただ、ほとんどの国は、議員というの

はボランティアといいますか、報酬が日本より格

段に低いですから、御苦労さまという気持ちがあ

ると思うんだけれども、日本みたいな国で、これ

は国会議員ではなくて国会職員の皆さんも行けま

すよ、こういうことを言うと私も嫌われるんだけ

れども、ちゃんと給料をもらつておる場合は、

ちゃんとお金を払つてトレーニングジムに行くべ

きぢやないですか、そういうのをつくらすに。

○鳩山国務大臣 先生、議員宿舎のこともよく聞

題にされておられますけれども、議員宿舎も、私

は法外に安い値段にすることはないと思うんで

す。ただ、それを言いますと、あなたは東京に家

があるからと言われて怒られることもありますけ

れども、そういう意味では、トレーニングジム

のようなもの私は有料でいいと思います。

私、議運の委員長をやつていたことがあります。

多分これも議運の委員会だと思いますよ、有料とか

無料を決める権限があるとすれば。ですから、そ

れは先生が議運に働きかけるべきだと思います。

こういう永年在職表彰の絵がかかっています。

あれはたしか、一人百万ずつ出たんですよ。

それはもうやめましたよ、それから永年在職の議

員には特別にお金が月幾らか出たでしょう、それ

もやめましたよと、私が議運の委員長のときにや

めたんですね。やめて、衆議院の事務局に、おれ

はいつになつたら永年在職になるんだと言つたら

来年だと言われまして、まだ数年あると思って

いた

の有無につきまして確認を行いました。その結果

おつたんですけれども。

私は、そういう意味では、額代とか絵代とい

うのかな、あるいは特別に金を出すといういろ

う議員の特権はなるべく減らした方がいいとい

う態度で議運のときにやつておりました。ですか

ら、先生も、議運の委員長にこの話をされたらい

いんじゃないでしょうか。

○河村(た)委員 委員長もいいですけれども、結

局は、これは国会内の一つの世論ですから。だけ

ども、なるべく特権はないようになんて、やは

り特権なんかあつたらいかぬですよ。本来ボラン

ティアでやるぐらいの、パブリックサーバントが

そんなことで国民の皆さんにいろいろ御負担

をかけることなんかできはしないじゃないですか。

○鳩山国務大臣 私は、河村先生と基本的に考え

は同じですが、私は権限がございませんので。

○河村(た)委員 そんなものじゃないでしよう。

大臣をやつておられるじゃないですか。それは大

きいですよ。私の一、平議員と全然違うじゃないですか。

それから、これは金融庁ですか、RC.C。

二〇〇五年十月十九日、RC.Cの有識者会議の場

で発言があつたんですけど、国会議員からいろいろ

言われて困つていると発言、委員からだれだと

聞かれる、余り大きな声で言うとなんですが、

河村たかしです、知り合いに債務者がいるとかで

いろいろ言つてますとRC.Cが回答をされたそ

うでございますが、これは事実ですか。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

委員の御指摘を受けまして、RC.Cのこの発言

は、御指摘のような發言は行つてないという報告を受けております。

○河村(た)委員 それはだれに聞きましたか。

○河野政府参考人 RCCにおきましては、まず、残されております会議の記録でございますとか、あるいはその当時のRCCの会議の参加者に確認を行つたということで、社長を含めて確認をしたというふうに聞いております。

○河村(た)委員 これはテープをとつておるでしょう。テープをちょっと聞かせてもらえぬかね。

○河野政府参考人 私どもが聞いておりますのは、この会議は外部の有識者の方々にできるだけ忌憚のない御議論をいただくということで、会議の記録については公表できないということで御理解をいただきたいということを申しております。

○河村(た)委員 いや、一応私の名前が出たので、正當に褒めていただいておるかもわからぬですよ、よくわかりませんけれども。だから、あなたに言つたところで、だれに聞いたかどうなか、全然わけがわからぬじやないです。

そうしたら、私はどうしたらいいんですか。教えてちようだい。

○河野政府参考人 まず、お名前は出でていないという報告でござりますので、これは私どもは事実であると考えておりますけれども、例えば整理回収機構から委員の方に御説明に伺うということを考えられると思います。

○河村(た)委員 だけれども、これは本当だつたらどうしますか、悪いけれども。

私も、一応名前が出ていますので、それはどういう言葉だったかやはり知らないかぬでしよう。その後は大体、ほろかすに言つておるんだろうと思ひますけれども。

実は、僕の名前だけじゃなかつたらしいですよ。もうちよつと出ておつて、河村さんの名前だけ聞きやすかつたとか、そういう状況だつたと聞いていますけれども、これは違うの。本当だつたらどうしますか。

一般的に、例えば整理回収機構の内部の会議や、あるいは私どもが整理回収機構と協議をして、国会で特に御審議があつたような事案につきましては議事録をもとに紹介をし、むしろ職員の職務の適正を図るということをしておるといふことは聞いておりますので、あるいはそのあたりがお耳に入ると若干誤解があつたのではなか、というふうに考えております。

○下村(展)委員 次に、保坂展人君。

以上でございます。ありがとうございました。

○保坂(展)委員 社民党的保坂展人です。

きょうは、去る十五日に、グリーンピース・ジャパンによつて、日新丸船員による調査捕鯨の鯨肉について、業務上の横領があるんじやないか、こういつた告発がなされた、こういつた報道がされていました。新聞記事などには、その後、東京地検に鯨肉を任意提出し、またその告発は受理をされて、捜査が始まつたというようなことが書いてあります。新報でござりますが、事実はどうなんでしょうか。

○大野政府参考人 今お尋ねの件でありますけれども、東京地検は、ことしの五月二十日、調査捕鯨に従事していた船員が業務上保管していた鯨肉を横領したという内容の業務上横領の事実に係る告発を受理したというよう承知しております。

○保坂(展)委員 実は、私は、捕鯨反対派でもありますけれども、ただ、ちょっと興味を持つて何が起こつてゐたんだらうということでいろいろ調べてみたときに、新聞等でも報道されていますけれども、鯨肉の持ち出しが、多い人は二百キロから三百キロという形で持ち出す、塩漬けに

して持ち出していただいていることが継続的に過去も行われてゐたんじやないか。

○水産庁に伺います。これが調査中ということ

なんでしょうが、調査の結果、これは国費を投入しているわけですよ、毎年五億円と聞いておりますけれども、アングラルートで乗組員の方々が大量の鯨肉を流通させているといふようなことが

もしわかった場合、どう判断しますか。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

共同船舶株式会社及び財團法人日本鯨類研究所に対しまして、報道された内容についての事実確認及び日新丸関係者から配達された荷物の確認をするよう指示してございます。

また、共同船舶株式会社によります日新丸乗組員へのお土産用の鯨肉の配付に関して、その実情についての調査を指示しておるところでございます。

お土産用の鯨肉の流通の有無等につきましても現調査中でございますが、御質問はあくまで仮定での話でござりますので、現時点でお答えできません。

○保坂(展)委員 では、もう一点だけ聞きますが、条約上、ルールを持ってやつているというお話を今されました。条約の範囲内では、無断で鯨肉を持ち去つたり販売したりすることは認められていません。

○山下政府参考人 ただいま御指摘の国際捕鯨取締条約の規定でございますが、これは一九四八年にできました条約の八条二項にございますが、締約国の政府の指示に従つて公平公正に販売され得られた収益を活用しろ、そういう規定でございます。

○保坂(展)委員 認められていないというふうに答えたんだと思います。

○大野政府参考人 刑法の条文によりますと、他の財物を窃取した者は、窃盜の罪として、十年以下の懲役、五十万円以下の罰金に処するという内容になつております。

○保坂(展)委員 要するに、この事態がわかつたのは、宅急便の流通過程において団体側がこれを許可なく持ち出されていましたということがわかつたから厳正に対処しますか。これは調査中だから答えられませんというふうには言えないでしよう。

○山下政府参考人 僂定によります御質問に対しでなかなかお答えできないところでござります

が、捕獲調査によつて得られました副産物であります鯨肉につきましては、国際捕鯨取締条約の規定に基づきまして、政府の指示に従つて公平公正に販売され、得られた収益は次年度以降の調査活動に用いられています。

副産物の所有権は日本鯨類研究所に帰属いたします。そこで、共同船舶が販売委託を受けて販売を行つて、実質的にその分がお土産に回つてゐます。そこで、共同船舶株式会社自身も一般の業者と同様に買付けを行つておられます。そこで、実質的にその分がお土産に回つてゐます。

いうふうに聞いているところでございます。いずれにしましても、本件については、水産庁から関係団体等に対しまして事実関係を確認するよう指示したところでございます。

また、実質的にその分がお土産に回つてゐます。そこで、実質的にその分がお土産に回つてゐます。

いうふうに聞いているところでございます。

いずれにしましても、本件については、水産庁から関係団体等に対しまして事実関係を確認するよう指示したところでございます。

○保坂(展)委員 ただいま御指摘の国際捕鯨取締条約の規定でございますが、これは一九四八年にできました条約の八条二項にございますが、締約国の政府の指示に従つて公平公正に販売され得られた収益を活用しろ、そういう規定でございます。

○山下政府参考人 ただいま御指摘の国際捕鯨取締条約の規定でございますが、これは一九四八年にできました条約の八条二項にございますが、締約国の政府の指示に従つて公平公正に販売され得られた収益を活用しろ、そういう規定でございます。

○保坂(展)委員 認められていないというふうに答えたんだと思います。

○大野政府参考人 刑事局長に伺いますが、窃盜の構成要件というのはどういうことでしたか。

○大野政府参考人 刑法の条文によりますと、他の財物を窃取した者は、窃盜の罪として、十年以下の懲役、五十万円以下の罰金に処するという内容になつております。

○保坂(展)委員 要するに、この事態がわかつたのは、宅急便の流通過程において団体側がこれを

許可なく持ち出されていましたということがわかつたから厳正に対処しますか。これは調査中だから答えられませんというふうには言えないでしよう。

○大野政府参考人 僂定によります御質問に対しでなかなかお答えできないところでござります

なっていますね。

窃盗とは何なのか。私もちょっとわからなくなつて、いろいろ聞いてみたんですが、まず故意にこれをするという意思があること、そして不法領得の意思というのがそれに加えてなければいけない。その不法領得というのは、講学上は主観的超過要素だ、経済的用法に従い利用または処分する意思。食べてしまつたり売つてしまつたり、あるいは無料でどうだどうだといって配るのもそれに入るのかなと思うんですが、これはそういう内容で間違いないですか、刑事局長。

○大野政府参考人 窃盗の構成要件につきまして一般的に議論されていることは今委員が御指摘になつたとおりでありますけれども、実際に具体的な罪が成立するかどうか、これはやはりさまざまな事情によりますので、捜査機関が収集した証拠に基づいて判断する事柄だらうというふうに考えております。

○保坂(展)委員 では次に、鳩山大臣に、たびたびこの委員会でも死刑問題を議論させていただいているのですが、お配りをした資料に、これは大臣と私の議論ですね、四月十一日の法務委員会議事録がございます。これは、実はEUの方から送ってきた議事録。その線をつけたのは私ではなくて、ヨーロッパ連合加盟国の大使を代表してとう文面で、私のものにも手紙、大臣のところにも来ましたね。

これによりますと、同議事録によりますと、国連総会会議における死刑執行停止決議が採択されていること、死刑問題をめぐる国際社会の懸念が高まっていることについて、保坂展人議員からの質問に対し、大臣は、直近の四月八日、歐州連合加盟国二十七カ国の在京大使と会合を持たれたことに言及なさっています、その上で、大臣は、保坂議員への答弁として、EU各国大使が日本の考え方について理解を示し、唯一の意見として、冤罪死刑に関する懸念を表明したと述べられております、この解釈は、先日大臣にお伝えしましたEU加盟国の大刑に対する立場を正確に反映したもの

のとは言えません、その後は、EUは死刑に反対ですということが書いてある。これは、日本語訳の方を読みましたけれども。

この議事録を見て思い出したんですが、確かに大臣の言われた中で、アンダーラインが引つ張つてある手前の、「私の死刑に対する考え方を述べましたが、非常に率直でよくわかりました、「こうおっしゃつてているでしよう。私は、そのところ、本当なのかなというふうにちょっと思つたんですね。

冤罪死刑についての意見は出たんでしょうけれども、こういう書面も来たということを踏まえて、改めて、何をこのときに言つたかたのかといふことを表明していただけますか。

○鳩山国務大臣 多少記憶に頼つておりますから、記憶が一〇〇%正確とは言えませんが、自信はありませんが、私は、EUから手紙をいただいて、そのことが新聞に出て、ちょっとおかしいな」と思いました。

というのは、保坂先生に対する質問に対して私が答えたのは、事実関係を答えたわけでござります。つまり、その四、五日前というのは、EU二十七カ国の大使の方に招かれて、一時間ばかりの講演をしました。四月七日午前十一時三十分から午後十二時三十分過ぎまでのことでありました。

そのときに、私が話をしたところ、日本はなぜまだ死刑を存置しているのかとか、死刑を廃止する意向はないのかというような質問は一切なかつたのです。いろいろなほかのことの質問があつて、死刑関連では、冤罪によつて死刑が生まれて執行してしまうことだけは絶対にないようといふ意見表明というか質問が唯一あつた、これは事実なんです。

ただ、私は、この保坂先生に対する答弁の中でも一連の流れで申し上げておりますように、EUが死刑を廃止しておりますこと、これは十二分に承知しておりますし、昨年の十月十九日に、EUトロイカの大使たち、つまり前議長国、現議長国、次期議長国の大使たちからは、我々は死刑を廃止しているので日本も廃止したらどうかという

ことをはつきり言われています。それから、三月二十六日に、私は会つていなかつたと思いますが、申入れ書も来ております。

それはよくわかつておりますが、当日、私が講演に招かれたときの事実関係については、私は間違つたことをこの場で言つておりません。

○保坂(展)委員 ちょっと事務方にお聞きしたところだと、その一時間で死刑のテーマで話されたのではない、いろいろなことをお話しする中で一部入つてました。

それで、鳩山大臣、一番私がちょっと変だなと思ったのは、「私の死刑に対する考え方を述べました」という言葉が入つてゐるんですよ。非常に率直でよくわかりましたと言つた人がどなたかいたんですか、どこかの国の大使で。

○鳩山国務大臣 これは記憶ですが、死刑についても率直に語つていただいて、あなたの考え方によくわかりました、こういう表現はあつたと思つたがつて、死刑廃止を前提に死刑執行の猶予を求める本決議等いろいろ出ておりますが、これはそれぞれ各國で考えるべきだと思っております。

なお、御指摘の口上書ですが、これは、お話をありましたように、エジプト主導の提案がございました。我が国としましては、死刑制度存廃の問題はいまだ国際的なコンセンサスがないと考えておりますので本口上書に署名をするということでありまして、日本が積極的にほかの国を巻き込んでどうしたことよりは、エジプトが出したこの口上書に日本が署名したということだと思います。

○保坂(展)委員 我々も含めて、言つた言わないの話ではなくて、もっと深くしつかりEUの各大大使とも私たちも意見交換したいですし、また大臣も、わかりました、こういうところがちょっと誤解を生んだようですから、そこはしつかり意見交換をしていただきたいと思います。

きょうは、小野寺外務副大臣にお越しいただきました。

というのは、日本政府が、死刑執行停止決議が十二月十八日に国連総会であったのを受けて、口上書というのを事務総長に提出した、それを鳩山大臣は知らなかつたですよね。この前、このときには聞いたら知りませんと。

日本政府は、その死刑執行停止決議に反対なのはわかりますよ。反対票を入れましたよね。ただ、北朝鮮とかミャンマーとかイスラム諸国とか、エジプト提案だそうですが、死刑の問題は内政問題だからいろいろ言わぬでくれということを、その諸国をまとめるようなそういう働きかけをしてきているんですか。どうなんですか。率直なところ。

○小野寺副大臣 日本は、人権理事会のアジアグループにおいて、今、人権理事国として再選されおりまして、その理事国として積極的に活動しております。

他方、死刑制度の存廃につきましては、基本的に、各国において、当該国の国民世論、犯罪情勢、刑事政策のあり方等を踏まえまして慎重に検討されるべきものだと思っております。それぞれの国で独自に決定すべきものと思っております。したがつて、死刑廃止を前提に死刑執行の猶予を求める本決議等いろいろ出ておりますが、これはそれぞれ各國で考えるべきだと思っております。

なお、御指摘の口上書ですが、これは、お話をありましたように、エジプト主導の提案がございました。我が国としましては、死刑制度存廃の問題はいまだ国際的なコンセンサスがないと考えておりますので本口上書に署名をするということでありまして、日本が積極的にほかの国を巻き込んでどうしたことよりは、エジプトが出したこの口上書に日本が署名したということだと思います。

○保坂(展)委員 そうすると、やはり国連総会の決議に対して反対するというのも一国の選択としてはあり得ることであつて、我々はそうじやない方がいいと思っていますけれども、ただ、何で法務大臣が知らないんですね。そういう口上書が出てることについて、結構重大なことじやないですか、死刑についてこんなやりとりを国会でもしているわけで。これはどうですか、刑事局長が受けまして、こうした決議につきましては、大臣に改めて御説明申し上げているところでございま

す。(保坂(展)委員)いや、口上書と呼ぶ口上書につきまして、御説明申し上げたところでござります。

○鳩山国務大臣 結果としてできたものは刑事局長から説明を受けておりますけれども、私いつも申し上げておりますように、死刑という制度を持つ、あるいは執行するということは、その国の歴史と文化、とりわけ文明あるいは世論に根差すものでありまして、非常にダメスティックな問題です。したがつて、私は、こういう口上書に、これは五十八カ国かなんかが署名して口上書をつくるのであれば、当然、そういうものに加わることで簡単に意見表明できるものではないと思うんですよ。日本には日本の事情があるんですから、したがつて、私は相談を受けたかったと思いますね。

○保坂(展)委員 ここは説明していかなかったんでしよう。やはりおかしいね、それは。もう一点。量刑を考える超党派の議員の会が生まれて、我が法務委員会のそれぞれの与野党の先生方も参加をして、活発な議論も昨日行われました。改めて実態について聞きたいんですが、これは保護局ですか、政令恩赦と個別恩赦について、かつては死刑囚にもあつたんですね。そして、無期懲役の人にもあつた。この表を資料でお配りしています。どういう実態だったのか、戦後、昭和二十二年以降どうなっているのか、いつごろからないのか、簡単にお答えください。

○西川政府参考人 お答えいたします。

まず、死刑確定者に対する政令恩赦による減刑ですが、昭和二十二年以降、最後の減刑令の昭和二十七年まで十四名というところでございます。それから、個別恩赦については、十一名がこの間減刑を受けておりまして、最後が昭和五十年でござります。

無期刑受刑者については、政令恩赦について減刑がなされたことについては記録が発見できず、判明をいたしませんでした。ただし、個別恩赦に

で八十六名が減刑を受けているということが判明しております。

個別恩赦につきまして、死刑確定者については昭和五十年以降、それから無期刑受刑者についても超党派議員で恩赦法の専門家を、勉強会を開いていたいと、五年くらい前に探したことのあるんですけど、昭和三十四年以降、減刑の例はございません。

○保坂(展)委員 この委員の中にも昭和三十四年以降生まれた方もだんだん多くなってきていると思うんですが、随分長いこと無期懲役だつたり死刑の人に対しては個別恩赦も動いていない。私も超党派議員で恩赦法の専門家を、勉強会を開いていたいと、五年くらい前に探したことのあるんですけど、昭和三十四年以降、減刑の例はございません。

法務省にも聞きました、国会図書館にも聞きましたが、いらないですね。恩赦法の専門家といふのは、日本にどうもいらないらしい。動いていないんですね。だから、これを研究しても余り意味がないですね。だから、これを研究しても余り意味はないですね。これは、これから我々も深めていきたいと思います。

次に、終身刑と言われる仮釈放がない刑についてなんですが、これを考えていくときに、よく、死刑より残虐である、生涯出ることがない受刑者というのは処遇ができないんだ、こういう話が法務省からもございます。

そこでお聞きしたいんですが、矯正局長、過去十年の間に獄死をされた死刑囚の中で、拘禁期間が三十年を超えた人というのはいらっしゃいましたか。どのぐらいいたんでしょうか。

○梶木政府参考人 過去十年でございます。平成十年から平成二十年の今までということで申しますと、委員がおっしゃった事項に該当した人数はゼロでございます。おられないということでござります。

○保坂(展)委員 では、局長、二十年はいますか。

○梶木政府参考人 二十年を超えた方は、一人おられるというふうに把握しております。

○保坂(展)委員 その方と私は会つたのかもしれないですね。寝たきりになつて、これは波崎事件の富山さんという方、透析を受けて、東京拘置所にいるところです。大臣に伺いますが、仮釈放のない終身刑というのではなくてから名譽を回復されてもなかなか命が長いですから、それが証明できるんだろうか、ここをお願いします。

○鳩山国務大臣 仮に、重無期刑というか仮釈放のない終身刑と、どちらが残虐なのか。あとで言えば、法務省は死刑より残虐だという説明をずっとされているんですよ。どこが死刑より残虐なのかということをだれが証明できるんだろうか、ここをお願いします。

○保坂(展)委員 仮に、重無期刑というか仮釈放のない終身刑というのがあって、それにさらに死刑があるとすれば、より凶悪な犯罪に対しても死刑が選択されるんだと思います。その次が終身刑であり、その次が無期だ、当然そういう流れになると思うんです。

○鳩山国務大臣 仮に、重無期刑というか仮釈放のない終身刑というのがあって、それにさらに死刑があるとすれば、より凶悪な犯罪に対しても死刑が選択されるんだと思います。その次が終身刑であり、その次が無期だ、当然そういう流れになると思うんです。

ですから、どちらが残虐であるかというの是非常に難しい問題なので、当然一番厳しいのは死刑なんですが、では、終身刑というのが、一生仮釈放がなくて、この場合は刑務所でしょ、刑務所に一生いて絶対出ることがないんだというあります。そこでお聞きしたいんですけど、矯正局長、過去十年の間に獄死をされた死刑囚の中で、拘禁期間が三十年を超えた人というのはいらっしゃいましたか。どのぐらいいたんでしょうか。

○梶木政府参考人 過去十年でございます。平成十年から平成二十年の今までということで申しますと、委員がおっしゃった事項に該当した人数はゼロでございます。おられないということでござります。

○保坂(展)委員 犯罪じゃないかという疑いがある死刑囚もまだいるんですね。私が面会、一回でそれとも、ボクサーで袴田さん、この方はもう四十人入っているんですね。もう希望がついえてしまった再審もなかなか出ないし。ということを思つて、出た場合に本人に渡したいと。一切だめだつたですね。出てこない。最近は、プロボクサーの方が支援を始めて、出てこられるようになりますけれども。

○保坂(展)委員 最後に、国連の広報センターについて。

国連でこういったパンフレットを出しているんですね。国連大学の中にある事務所ですけれども、どうやら業者との癒着、不正経理疑惑がある

のではないかという書面が私どもの党にも来ましたので、外務省の方にも来たようですね。

私はちょっと問題を調査して質問主意書を出したので、細かくはそこで答えていただきたいと思いますが、日本政府のお金が、家賃が千二百萬円ぐらいですか、それから広告の費用が千七百万円ぐらい行っているわけなんで、国連も調査しましたそうですねけれども、なお私たちの指摘を受けてしっかり調査して、おかしなことがあつたらやはりそれは正すという基本的な姿勢を伺つて、終わりたいと思います。

○秋元政府参考人 お答え申し上げます。

本件につきましては、五月十五日に国連本部におきましてプレスブリーフィングが行われております。その中では、国連の内部監査において東京の国連広報センターの経理問題が明らかになつた旨説明されております。

それによりますと、東京の国連広報センターは国連の機関であるわけで、したがいまして、国連の規則にのつとりまして、昨年夏に国連による監査が行われたわけでござります。

その監査の結果明らかになりましたのは、この国連広報センターが、二〇〇〇年ころから、会計年度末に業者への前払い、すなわち物品・サービスを受領する前に業者に支払いを行う、こういうことを行つてきたという事実であります。既に、国連本部からの指示で中止したということでございます。

このような前払いというのは国連の財政手続規則に違反するものであります、監査によると、個人が不正に金を着服したというような疑惑はなかったとのことであります。

外務省としましても、国連の広報センターが昨年夏に監査を受けた前後から本件を承知しておりまして、外務省として事実関係を解明し、国連財政手続規則にのつとつた適正な経理のために必要な措置がとられるよう、繰り返し国連側に申し入れてきたところであります。

○保坂(展)委員 ゼひしつかりやつていただきました

いと思います。終わります。

○下村委員長 次に、内閣提出、少年法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。鳩山法務大臣。

少年法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○鳩山法務大臣 少年法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

少年審判手続において、被害者やその遺族の方々への配慮を充実させることは極めて重要であります。これまでもさまざまな取り組みが行われてきてましたが、多くの被害者等にとって、その被害から回復して平穏な生活に戻るためにには依然としてさまざまなもの困難があることが指摘されています。

このような現状を踏まえ、平成十六年には犯罪被害者等のための施策の基本理念等を定めた犯罪被害者等基本法が成立し、これを受け平成十七年に閣議決定された犯罪被害者等基本計画には、法務省において、平成十二年に改正された少年法のいわゆる五年後見直しの検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見、要望を踏まえた検討を行い、その結論に従つた施策を実施することが掲げられております。

また、少年法第三十七条第一項に掲げる成人の刑事事件に、より適切に対処するため、その裁判権を家庭裁判所から地方裁判所等に移管することと、何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○下村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十七日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、被害者等による少年審判の傍聴を許す。

ことができる制度を創設するものであります。すなわち、家庭裁判所は、殺人事件等一定の重大事件の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申し出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その申し出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができるとしております。

第二は、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大するものです。

すなわち、少年保護事件の被害者等には、原則として、記録の閲覧または謄写を認めることとするとともに、閲覧または謄写の対象記録の範囲を拡大し、非行事実に係る部分以外の一定の記録についてもその対象とすることとしております。

第三は、被害者等の申し出による意見の聴取の対象者を拡大し、被害者の心身に重大な障害がある場合におけるその配偶者、直系の親族または兄弟姉妹をもその対象者とするものです。

第四は、成人の刑事案件に関して、少年法第三十七条第一項に掲げる罪に係る第一審の裁判権を、家庭裁判所から地方裁判所等に移管するとともに、家庭裁判所が少年保護事件の調査または審判により同項に掲げる事件を発見したときの通知義務について規定した同法第三十八条を削除するものです。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○下村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十七日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、被害者等による少年審判の傍聴を許す。

少年法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律

少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十九条」に改め、「第三章 成人の刑事案件(第三十七条~第三十九条)」を削り、「第四章」を「第三章」に、「第五章」を「第四章」に改める。

第一条中「及び少年の福祉を害する成人」を削る。

第五条の二第一項中「第三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「この項及び第三十一条の二において」を削り、「当該保護事件の非行事実(犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。以下同じ。)についてもその対象とすることとしております。

第三は、被害者等の申し出による意見の聴取の対象者を拡大し、被害者の心身に重大な障害がある場合におけるその配偶者、直系の親族または兄弟姉妹をもその対象者とするものです。

第四は、成人の刑事案件に関して、少年法第三十七条第一項に掲げる罪に係る第一審の裁判権を、家庭裁判所から地方裁判所等に移管するとともに、家庭裁判所が少年保護事件の調査または審判により同項に掲げる事件を発見したときの通知義務について規定した同法第三十八条を削除するものです。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○下村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十七日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、被害者等による少年審判の傍聴を許す。

第二十二条の四 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三条第一項第一号に掲

げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの(いずれも被害者を傷害した場合にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせたとき)の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができる。

一 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百十一条(業務上過失致死傷等)の罪

2 家庭裁判所は、前項の規定により審判の傍聴を許す場合において、傍聴する者の年齢、心身の状態その他他の事情を考慮し、その者が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、審判を妨げ、又はこれに不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、傍聴する者に付き添わせることができる。

3 第五条の二第三項の規定は、第一項の規定により審判を傍聴した者又は前項の規定によりこの者に付き添わせることができる。

第三章の章名を削る。

第三十七条から第三十九条までを次のように改める。

第三十七条から第三十九条まで 削除

第四章を第三章とし、第五章を第四章とする。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条の二第一項の改正規定(この項及び第三十一条の二において)を削る部分に限る)及び第九条の二の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施

行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の少年法第三十七条规定により公訴の提起があった成人の刑事事件については、この法律による改正後の少年法、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)及び刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定にかかるわらず、なお從前の例による。沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二十九号)第二十六条第四項の規定により家庭裁判所が権限を有する成人の刑事事件についても、同様とする。

3 (裁判所法の一部改正)

裁判所法の一部を次のようにより改正する。

第三十一条の三第一項第四号を削る。

第三十三条第一項第二号中「(第三十一条の三第一項第四号の訴訟を除く。)」を削る。

4 (刑事訴訟法の一項改正)

刑事訴訟法の一項を次のように改正する。

第二十三条第一項中「その裁判所」を、その

裁判所に改め、「又は家庭裁判所を削り、同

条第二項中「地方裁判所又は家庭裁判所の一人」

を「地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所」に改める。

第二十四条第二項中「地方裁判所若しくは家庭裁判所の一人の裁判官又は」を「地方裁判所の

一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは」に改める。

第三十一条第二項中「家庭裁判所」を削り、

同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三百六十六条中「又は家庭裁判所」を削る。

第三百七十二条中「家庭裁判所」を削る。

第三百七十二条中「家庭裁判所」を削る。

理由

少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一部の保護を図るため、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、被害者等による記録の閲覧及び謄写の要件の緩和

等を行うほか、成人の刑事事件により適切に対処するため、その管轄を家庭裁判所から地方裁判所等へ移管する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務委員会議録第二号中正誤			
ページ	段行	誤	正
四	一元	検死官	検視官
同	第四号中正誤		
ページ	段行	誤	正
二〇	一三	発布	発付
同	第六号中正誤		
ページ	段行	誤	正
二六	三三	事後発生	事故発生
ページ	段行	誤	正
二八	二四	発布	発付
同	第十六号中正誤		
ページ	段行	誤	正
二二	三三	異常死	異状死
ページ	段行	誤	正
二一	三末	多いに	大いに
一一三三	三五	発布	発付
九九八八	一		
一一三三	一一		
一一三三	一一		
一一三三	一一		

第一百五十六回国会法務委員会議録第八号中正誤

三百六十四条中「家庭裁判所」を削る。

三百七十二条中「家庭裁判所」を削る。

三百七十二条中「家庭裁判所」を削る。

三百七十二条中「家庭裁判所」を削る。

三百七十二条中「家庭裁判所」を削る。

三百七十二条中「家庭裁判所」を削る。

三百七十二条中「家庭裁判所」を削る。

三百七十二条中「家庭裁判所」を削る。

三百七十二条中「家庭裁判所」を削る。

平成二十年六月四日印刷

平成二十年六月五日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F